

I R（統合型リゾート）推進の取組について（報告）

I Rについては、本年6月の実施方針の公表及び事業者の公募に向けて、事業者からのコンセプト提案募集（R F C）によるサウンディング調査を進めるとともに、3月6日からは、「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性」（素案）を公表し、パブリックコメントを実施しています。 本日は、「実施方針（案）」の骨子について、ご説明いたします。

1 「実施方針」について

特定複合観光施設区域整備法（以下、「I R整備法」という）第6条で規定されており、I Rの方向性や考え方、施設、機能などに関する事項と、民間事業者の公募・選定に関する事項を記載することとなっています。

【参考】特定複合観光施設区域整備法（抜粋）

（実施方針）

第6条 …… 特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、…… 基本方針に即して当該特定複合施設区域の整備の実施に関する方針を定めなければならない。

2 「募集要項」について

事業者の公募にあたって、公募に係る事務手続や事業者募集の条件等、民間事業者の公募に際して必要な事項を記載します。

3 市会への説明スケジュール等

3月12日 建築・都市整備・道路委員会において「実施方針（案）」骨子について説明
4月下旬 建築・都市整備・道路委員会において「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性（案）」、「実施方針（案）」、「募集要項（案）」の骨子について説明
6月 「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性」、「実施方針」、「募集要項」の公表

4 資料

別紙1 「実施方針（案）」骨子について
別紙2 「横浜 I R（統合型リゾート）の方向性」（素案）

横浜 I R の実施方針（案）の骨子について

実施方針（案）の構成	主な記載内容等																		
第 1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ■ はじめに、I R の担当部局、根拠法令、上位計画等 																		
第 2. 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域の整備の意義 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の現状・課題、開港からの歴史、横浜のまちづくり、横浜が目指す I R ■ 特定複合観光施設区域整備の市の基本的な構想と目標 <ul style="list-style-type: none"> ・都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合することで相乗効果を最大限に発揮。横浜の観光・経済にイノベーション（革新）をもたらす ・横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ 																		
第 3. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要（山下ふ頭の土地の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・臨港地区：商港区 ・用途地域：商業地域（容積率 400%/建蔽率 80%） ・高度地区：最高限第 7 種（最高限度 31m）等 ⇒必要に応じて、土地利用規制を見直す ■ 土地の権利関係及びその使用等について <ul style="list-style-type: none"> ・山下ふ頭は、都心臨海部の貴重な土地であるため、貸付による処分を予定。最終的な契約価格は、財産評価審議会に諮問のうえ決定 																		
第 4. 特定複合観光施設を構成する施設の種類の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者により一体的に整備・運営（民設・民営）される、中核施設（M I C E 施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設）等を整備。健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現 ■ M I C E 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模については、下記表の①②を要件とする ・政令での要件 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th colspan="2">国際会議場施設</th> <th rowspan="2">展示施設等</th> </tr> <tr> <th>最大の会議室 収容人数</th> <th>施設全体の 収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>1,000 人～ 3,000 人</td> <td>2,000 人～ 6,000 人</td> <td>12 万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>3,000 人～ 6,000 人</td> <td>6,000 人～ 12,000 人</td> <td>6 万㎡以上</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>6,000 人～</td> <td>12,000 人～</td> <td>2 万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table>	No.	国際会議場施設		展示施設等	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数	①	1,000 人～ 3,000 人	2,000 人～ 6,000 人	12 万㎡以上	②	3,000 人～ 6,000 人	6,000 人～ 12,000 人	6 万㎡以上	③	6,000 人～	12,000 人～	2 万㎡以上
No.	国際会議場施設		展示施設等																
	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数																	
①	1,000 人～ 3,000 人	2,000 人～ 6,000 人	12 万㎡以上																
②	3,000 人～ 6,000 人	6,000 人～ 12,000 人	6 万㎡以上																
③	6,000 人～	12,000 人～	2 万㎡以上																

実施方針（案）の構成	主な記載内容等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オール横浜での観光・M I C E 推進体制の確立。パシフィック横浜との連携により、我が国最大の『グローバル M I C E 都市』横浜の実現</u> ■ 魅力増進施設 <ul style="list-style-type: none"> ・相撲、歌舞伎、落語、和食など、我が国の伝統、文化、芸術などの様々な魅力を、最先端技術等を活用して発信 ■ 送客施設 <ul style="list-style-type: none"> ・日本各地の観光の魅力を様々な手法や言語で紹介・発信 ・必要な手配を一元的に行い、最適な交通手段で送客 ・各地の観光地等との連携体制の構築（DMO 等の検討） ■ 宿泊施設 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の需要の高度化及び多様化に対応し、政令で定める基準に適合する施設 ・客室面積の合計が 10 万㎡以上 ・富裕層も満足する世界最高水準のサービス、ホスピタリティの提供 ■ 観光旅客の来訪・滞在の促進に寄与する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・世界水準のショーやエンターテインメントを提供できる施設。アリーナ、劇場、博物館 等 ■ カジノ施設の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>カジノを行う区域の面積は延床面積の 3% 以下、主動線から隔離された適切な配置計画、デザイン 等</u> ■ I R 事業の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・廉潔性確保、安定的・継続的に運営できる能力、体制 等 ・事業者の財務状況、コンプライアンス体制 等 ■ 設置運営事業者が I R 事業者として実施することが求められる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・中核施設等の設置・運営、区域への交通アクセス強化等 ・ <u>市内中小企業の受注確保、雇用創出・人材育成、商店街振興など、地域経済の活性化に寄与等</u> ■ 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・ I R 整備法令、規則等を遵守した適切な施策の実施 ・ <u>問題のある利用者への適切な対応や、相談支援の充実など、依存防止のための措置</u> ・ <u>24 時間警備、防犯カメラ、最先端の技術を駆使し、地域の関係者と連携した地域風俗環境の保全向上に向けた措置</u> ・ <u>市、県、公安委員会との連携</u> 他

実施方針（案）の構成	主な記載内容等
第5. 設置運営事業等を行うとする民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 募集要項等 ■ 設置運営事業予定者の募集・選定に関する基本的な考え方 ■ 選定手順及び選定方法に関する事項 ■ 応募者の参加資格要件 <p style="text-align: right;">他</p>
第6. 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、<u>長期間にわたって、安定的かつ継続的なIR事業の実施を確保等</u> ■ 設置運営事業者の責任の履行確保の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・市、事業者、協議会などによるモニタリング、IR区域整備等の実施に伴う影響・効果分析等 ■ IR事業におけるリスク及びその分担の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実施協定等に特段の定めのない限り、設置運営事業者が負う等</u> ■ IR事業の継続が困難となった場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>業績不振、免許取消又は更新できない場合、認定取消又は更新できない場合、災害の発生等、これらの想定される事由に対し、その措置及び役割分担を明確化</u> ・<u>継続困難な事由が発生した場合等は、帰責事由の有無や程度に応じて、修復に向けて設置自治体とIR事業者がとるべき措置及び役割を明確化等</u> ■ IR区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善等 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の良好な治安の維持、安全かつ円滑な交通環境の確保のために必要となる施設や施策等について、関係機関と協議しながら検討 ・来訪者増加等に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>山下ふ頭周辺の主要道路及び交差点の改良等</u> ・<u>最寄り駅からの歩行者アクセス施設の整備</u> ・<u>都心臨海部の回遊性向上のための交通手段の整備</u> ・都心臨海部の治安・防災の維持・向上のため、山下ふ頭内において施設の設置を検討等 ■ 地域における合意形成（都道府県等との協議や同意、公聴会の開催、議会の議決など） <p style="text-align: right;">他</p>
第7. カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ■ IR整備法第15条第3項に基づく、設置運営事業者の再投資の努力義務 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な例示（施設のリニューアル、コンテンツの充実等）、区域整備計画への再投資計画の記載 ・国土交通大臣へのカジノ事業の収益を活用した再投資の説明及び国の評価の反映等 ■ 「認定都道府県等納付金」及び「認定都道府県等入場

実施方針（案）の構成	主な記載内容等
ための施策及び措置に関する事項	<p>料納入金」の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来見込まれている税収減を補うとともに、福祉、子育て、医療、教育など、豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源に重きを置いて活用 <p style="text-align: right;">他</p>
第8. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を徹底的に排除するための施策及び措置 ■ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持のための措置 <ul style="list-style-type: none"> ・反社会的勢力対策、マナー・ローンダリング対策、地域風俗環境対策等、様々な懸念事項について、関係機関と情報共有・連携し、未然防止の取り組みを推進等 ■ 青少年の健全育成 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>青少年の保護育成などの施策</u> ・<u>地域の見回り強化、青少年の勧誘等の禁止、青少年の育成に携わる大人に、知識・情報の提供</u> ■ ギャンブル等依存症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・国、関係機関等との連携のもと、市・県は、ギャンブル等依存症対策基本法や推進基本計画、国の依存症対策総合支援事業に基づく依存症対策を実施 ・<u>横浜市の依存症対策として</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>依存症への総合的な取り組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係機関等と連携しながら総合的な取り組み ・ゲーム障害・ネット依存など新たな依存についても普及啓発等を推進 ・横浜市立大学においては、医療面を中心に、研究面・人材面での役割について協議等 ② <u>予防教育の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本計画に基づく依存症についての教育や、子ども・青少年やその保護者等に対する予防啓発の推進等 ③ <u>事業者や研究・専門機関との研究</u> <ul style="list-style-type: none"> ・対策、予防教育を事業者・研究・専門機関と研究等 ④ <u>調査による実態把握</u> <ul style="list-style-type: none"> ・市のギャンブル等依存症の状況を把握・分析等 ・<u>県は、令和2年度中に「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）」を策定し、市と連携して予防教育・普及啓発、相談支援、医療提供体制の整備、回復支援のために必要な施策を実施</u> <p style="text-align: right;">他</p>
第9. その他事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見への回答 <p style="text-align: right;">他</p>

横浜 I R (統合型リゾート)の 方向性 (素案)



『横浜イノベーションIR』
横浜を世界から選ばれる
デスティネーション (目的地) へ

2020年 3月

横浜市



1	はじめに	1
2	横浜 I R 実現への取組の背景	3
(1)	現状と課題	4
(2)	横浜の観光・M I C E の現状	7
(3)	横浜の持つポテンシャル	9
(4)	上位計画	13
(5)	将来を見据えた横浜市取組	16
(6)	日本型 I R の基本方針	17
(7)	横浜都心臨海部のまちづくり	19
(8)	横浜 I R の立地場所	21
	参考 (I R の事例と効果)	23
3	横浜 I R の方向性	25
(1)	基本コンセプト	26
(2) - 1	世界最高水準の I R を実現	31
(2) - 2	必要な機能・施設	33
(3) - 1	都心臨海部との融合	47
(3) - 2	都市デザイン・景観形成	48
(3) - 3	スマートシティ・環境・防災など	50
(3) - 4	スマートな交通環境の構築	53
(4)	オール横浜で観光・経済にイノベーションを	55
(5) - 1	安全・安心対策の横浜モデルの構築	57
(5) - 2	依存症対策	59
(5) - 3	治安対策などの懸念事項	78
4	I R 実現による効果	85
(1)	横浜へ広がる I R の効果	86
(2)	全国への波及効果	88
(3)	納付金・入場料の使途	89
(4)	市民の豊かな暮らしへ	90
	参考 (I R による消費活動)	92
5	地域の理解促進・合意形成に向けた取組	93
(1)	基本的な考え方	94
(2)	広報計画	95
(3)	市民説明会	96
6	スケジュール	97
(1)	今後のスケジュール	98
(2)	これまでの検討経過	100

1 はじめに

1 はじめに

横浜市の現状・課題

横浜市においては、今後、人口減少社会の到来を迎え、超高齢社会が進展し、生産年齢人口の減少や老年人口の増加による消費や税収の減少など、経済活力の低下や厳しい財政状況が見込まれています。こうした状況のなかでも、開港以来大切にしてきた横浜の歴史や文化を守り、子育て、医療、福祉、教育など、市民の皆様の安全安心な生活を将来にわたって支えていく必要があります。

これまでも、企業誘致やクルーズポートの整備、待機児童対策、小児医療費助成の拡充など、様々な施策・課題に取り組んできました。横浜市が、今後も都市活力を維持していくためには、あらゆる方策・課題に対応していかなくてはなりません。

このような状況のなかで、国が成長戦略と地方創生の大きな柱として位置付け「観光先進国」としての日本を実現するために制定された、「特定複合観光施設区域整備法（以下 I R 整備法）」に定める「日本型 I R」を実現することは、これからの横浜の課題を解決していくための重要な手法の一つです。

横浜のまちづくりの歴史

横浜は1859年の開港以来、様々な社会状況の変化の中で、その時代の要請に応えられるよう「進取の気概」をもち、積極的に新しいものを取り入れていく、先進的で横浜らしいまちづくりを展開してきました。

開港を契機に、海外諸国との交易の中心地となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化にあふれ、文明開化の名のもとに、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。中でもその中心であった関内地区では、外国人居留地の誕生など、国際性豊かな市街地が形成されるとともに、外国人技術者による近代的な技術の導入が進められ、時代の先駆けとなるまちづくりが進められてきました。また、関東大震災や横浜大空襲など、社会状況の変化の中で直面した様々な困難な時期においても、将来にむけたより新しいまちづくりが進められてきました。

その後、昭和の高度経済成長期を迎える一方で、様々な都市問題が発生する中、現在の横浜市の骨格をつくる「六大事業」の推進が提案され、その中のひとつである「都心部強化事業」により、港湾機能の質的転換が図られ、当時分断されていた関内・関外地区と横浜駅周辺地区の二つの核が一体化した新しい横浜都心部が形成されました。また、機能性と美的性・人間性を両立させる「都市デザイン手法の導入」や「文化芸術」の創造性をまちづくりに生かす「創造都市・横浜」の取組など、時代を先駆けるまちづくりが進められています。

横浜を世界から選ばれるデスティネーション（目的地）へ

『横浜 I R』も、これまでのまちづくりと同様に、都心臨海部が育んだ港町横浜ならではの歴史・文化を継承します。美しい港や水際線を身近に感じる豊かな都市空間の景観を生かし、富士山が望める I R として、日本の新しい顔となるシンボリックなリゾートを都心臨海部一体となって形成します。

そして、次の時代の横浜の活力をけん引し、新産業を創出させる「これまでにないスケールとクオリティを備えた M I C E 施設」や、「世界の富裕層から地域の家族連れまで満足させる多様なニーズに応えるホテル群」、「観客を魅了する一流のショーやエンターテインメント」、「子供から訪日外国人まで楽しめるアトラクション」「日本各地の魅力や文化を世界に発信し、来訪客を全国各地に送り出すゲートウェイ機能」を、この横浜に整備していきます。

『横浜 I R』を起爆剤として、横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、横浜が「観光先進国・日本」の新たな顔として世界から選ばれるよう、オール横浜で『横浜 I R』を推進していきます。

2 横浜 I R 実現への取組の背景

2 横浜IR実現への取組の背景

(1) 現状と課題

日本全体が人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向にあります。日本の名目GDP推移もほぼ横ばいとなっており、国際競争力の低下が懸念されています。

日本の現状

国際競争力の低下

- 日本の名目GDP推移は、最近10年間でほぼ横ばい。
- 日本の名目GDPが世界全体に占める割合は、2000年の14.4%から、2017年は6.1%に大きく減少し、国際的地位が低下。

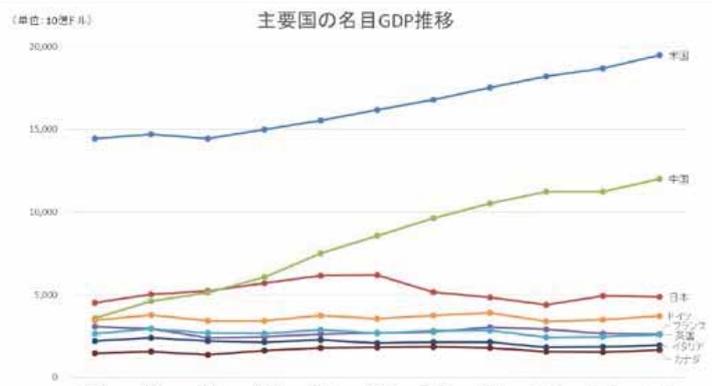
【日本の名目GDPが世界全体に占める比率の推移】



出典：International Monetary Fund “World Economic Outlook Database: October 2018 Edition”より作成



出典：内閣府 国民経済計算（GDP統計）より作成

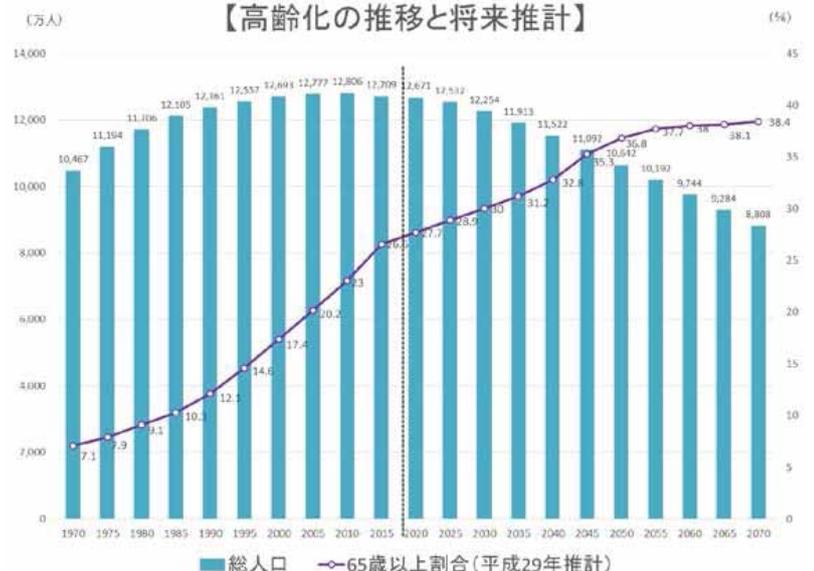


出典：International Monetary Fund “World Economic Outlook Database: October 2018 Edition”より作成

高齢化社会

- 日本は人口減少社会に突入し、高齢化率は年々増加傾向。

【高齢化の推移と将来推計】



出典：内閣府「平成30年版高齢社会白書（全体版）」より作成

2 横浜IR実現への取組の背景

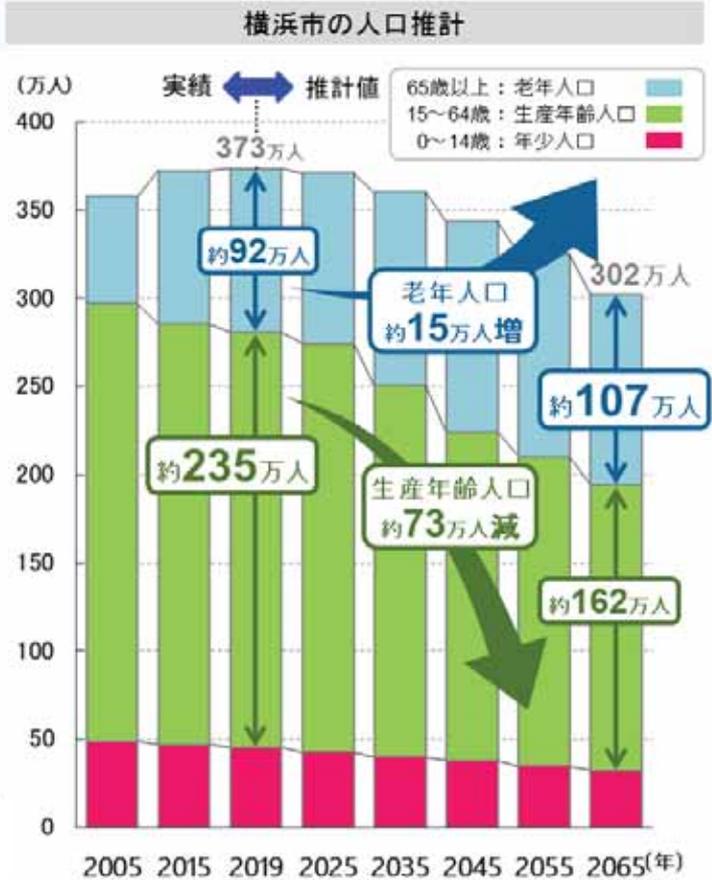
横浜においても、2019年は人口が減少に転じる大きな転換期であり、今後、生産年齢人口の減少、老年人口の増加が見込まれています。

横浜の現状



出典：横浜市将来人口推計より作成

人口・経済の現状について



出典：横浜市中期4か年計画
2018～2021より作成

2 横浜IR実現への取組の背景

(1) 現状と課題

横浜市では、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入の減少（市税収入の約4割は個人市民税）が見込まれるとともに、高齢化社会等による医療・介護などの扶助費等の増加や公共施設の老朽化に伴う保全・改修費の増加などが見込まれており、これらの財政需要へ対応するため、法人市民税等、多様な増収策が求められています。
法人市民税、上場企業数の他都市比較を見ても、上場企業数は東京23区に比べて17分の1、法人市民税は14分の1にとどまっており、大きな課題です。

横浜の財政の現状

法人市民税の推移



法人市民税・上場企業数の他都市比較



出典：上場企業数は、(株)東洋経済新報社 上場版会社概要データ（2018年12月現在）より作成
法人市民税は2017年度決算ベース、東京都は法人都民税より作成（東京23区の法人市町村税相当額と東京都の法人道府県民税相当額の合計額）

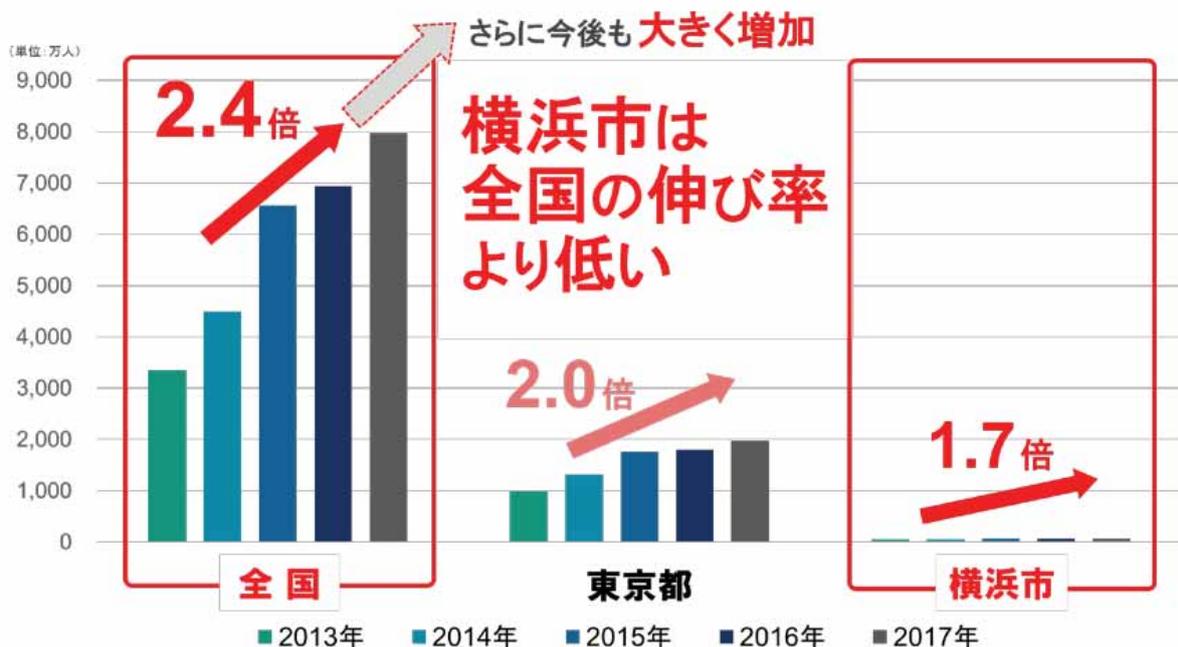
2 横浜IR実現への取組の背景

(2) 横浜の観光・MICEの現状

横浜市内の「過去5年間の延べ外国人宿泊者数の伸率」は、全国平均より低い状況にあります。また、横浜市内の観光客も、8割以上が日帰り観光客であり、圧倒的に宿泊客が少ない状況にあります。

横浜の観光の現状

過去の5年間の延べ外国人宿泊者数の伸率の推移



出典：宿泊旅行統計調査（観光庁）等より作成

横浜市内の日帰り、宿泊者の割合

横浜市は約8割以上が日帰り



出典：横浜市記者発表資料（観光集客実人員）より作成

2 横浜IR実現への取組の背景

(2) 横浜の観光・MICEの現状

国際会議場

横浜市にある日本最大級の複合コンベンション施設である「パシフィコ横浜」は、最大の収容人数が5,000人を超える国立大ホールを備えており、稼働率が80%を超える状況です。しかし、他都市との国際会議件数（UIA基準）の比較では、東京やアジア各国に大きく水をかけられている状況です。

横浜市のMICE※実績



出典：JNTO 国際会議統計より作成

展示場

世界ではハノーバー（ドイツ）の46.6万㎡をはじめ、大規模な展示場が多数存在し、日本最大の東京ビッグサイト（8.0万㎡（2015年時点））は、世界第73位、アジア第19位にとどまります。パシフィコ横浜は、日本で5番目であり、展示会場の総床面積は約2万㎡（2015年時点）となっています。

順位	国名	都市名	面積 (万㎡)
1	ドイツ	ハノーバー	46.6
2	中国	上海	40.3
3	ドイツ	フランクフルト	36.7
4	イタリア	ミラノ	34.5
5	中国	広州	33.8
6	中国	昆明	31.0
7	ドイツ	ケルン	28.4
8	ドイツ	デュッセルドルフ	26.2
9	フランス	パリ	24.3
10	アメリカ	シカゴ	24.2
11	スペイン	バルセロナ	24.0
12	スペイン	バレンシア	23.1
13	フランス	パリ	22.7
14	ロシア	モスクワ	22.6
15	中国	重慶	20.4
16	イギリス	バーミンガム	20.2
17	中国	上海	20.0
17	スペイン	マドリッド	20.0
17	イタリア	ボローニャ	20.0
27	中国	武漢	15.0
29	タイ	バンコク	14.0
34	中国	義烏	12.0
34	中国	青島	12.0
45	中国	成都	11.0
49	シンガポール		10.9
51	韓国	ソウル	10.8
54	中国	北京	10.7
55	中国	瀋陽	10.5
55	中国	深セン	10.5
64	中国	東莞	9.6
69	中国	香港	8.3
72	中国	上海	8.1
73	日本	東京ビッグサイト	8.0
73	中国	大連	8.0
73	中国	南京	8.0
79	中国	広州	7.9
86	中国	マカオ	7.5
88	日本	幕張メッセ	7.2
91	日本	インテックス大阪	7.0

…アジアの展示場
 …日本の展示場

出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

2 横浜IR実現への取組の背景

(3) 横浜の持つポテンシャル

世界的企業の拠点

横浜市では、「横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成16年3月制定）」に基づき、まちづくり施策と連動しながら、戦略的な企業誘致を進めています。

企業誘致の主な実績

2019年

- ・ 資生堂グローバルイノベーションセンター S/PARK
- ・ 京急グループ本社 (①)

2020年～

- ・ 村田製作所みなとみらいイノベーションセンター (②)
- ・ ソニー株式会社
- ・ いすゞ自動車株式会社



スポーツイベント等

日本中が感動と興奮に包まれたラグビーワールドカップ2019™では、横浜国際総合競技場で、決勝、準決勝を含む6試合が行われました。決勝戦では、過去最高となる7万103人の入場者数を記録しました。

また、「東京2020オリンピック・パラリンピック」でも、横浜は、野球・ソフトボール、サッカー競技の会場となっており、大規模スポーツイベントの開催により、多くのお客様が訪れることが予想されます。

東京2020オリンピック・パラリンピック



野球・ソフトボール競技の会場
横浜スタジアム



サッカー競技の会場
横浜国際総合競技場

▶ 8か国のホストタウン

英国、イスラエル国、チュニジア共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、コートジボワール共和国、ブルガリア共和国、モロッコ王国(10月末時点)

▶ 英国代表チームの事前キャンプ地



英国パラリンピック委員会との覚書締結式
(2018年5月24日)

2 横浜IR実現への取組の背景

(3) 横浜の持つポテンシャル

クルーズ港

横浜港では、ワールドクラスのクルーズポートの整備を進め、大型客船が7隻同時に着岸できる、世界有数のクルーズ拠点を目指します。

- 2019年4月に、大黒ふ頭客船ターミナルの供用を開始しました。
- 2019年10月に、新たな国際客船ターミナルと商業施設、ホテルが一体となった「横浜ハンマーヘッド」がオープンしました。1か月間で、約50万人の市民や観光客が訪れ、多くの賑わいを見せています。



【ふ頭位置図】

© 沖 浩之 (Blue Hours)



大黒ふ頭客船ターミナル

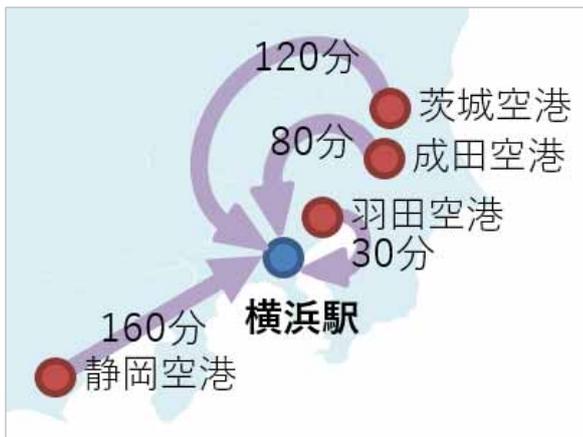


新港ふ頭客船ターミナル 横浜ハンマーヘッド

2 横浜IR実現への取組の背景

空路

- 横浜は、羽田空港までバスで約30分とアクセスが良好であり、成田国際空港、静岡空港、茨城空港も利用可能です。
- それぞれの空港の旅客人数・横浜までの移動時間は下記のとおりです。



空港名	旅客人数 (国内・国際合計) ※1	横浜駅までの 移動時間
羽田空港	85,326,120人	バス 約30分
成田国際空港	42,460,671人	バス 約80分
静岡空港	804,688人	車 約160分
茨城空港	822,208人	車 約120分

※1 国土交通省東京航空局管内空港の利用概況集計表（平成31年分）

- 世界の航空・空港の格付け調査を行なうスカイトラックスが発表した「世界ベスト空港2019（World's Best Airport in 2019）」において、2位に羽田空港、9位には成田国際空港がトップ10にランクインしています。
- 規模別では、旅客数7000万人超のランキングで羽田空港が1位、また、4000万～5000万人では成田国際空港が2位です。

【世界の空港トップ10位】

- 1 チャンギ空港 (シンガポール)
- 2 羽田空港 (日本)**
- 3 仁川国際空港 (韓国ソウル)
- 4 ドーハ・ハマド空港 (カタール)
- 5 香港国際空港 (香港)
- 6 中部国際空港セントレア (日本)
- 7 ミュンヘン空港 (ドイツ)
- 8 ロンドン・ヒースロー空港 (英国)
- 9 成田国際空港 (日本)**
- 10 チューリッヒ空港 (スイス)



羽田空港



成田空港

2 横浜IR実現への取組の背景

(4) 上位計画

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展などの直面する課題を乗り越え、都市の持続的な成長・発展を実現するため、横浜市では6つの戦略を連動させながら実行していきます。

横浜市 中期4か年計画（2018～2021）



戦略 1

力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

▶ 市内企業の成長・発展と戦略的な企業誘致

- 市内企業の持続的な成長・発展を支えます。
- 産業拠点の強化につながる取組をまちづくり施策と連動しつつ進め、戦略的な企業誘致を推進します。
- 活力ある都市農業を推進します。

▶ 文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出

- 質の高い文化芸術に触れることができる本格的な劇場整備など、横浜の新たな魅力・賑わいを創出します。また、創造性をいかしたまちづくりを推進し、新たな価値を生み出すとともに、文化的に豊かな市民生活の実現を目指します。

▶ 観光・MICE、スポーツによる集客促進と地域経済活性化

- プロモーションを強化し、活気あふれる観光・MICE[※]都市を実現します。
- スポーツを通じた市民の暮らしの充実やまちの活性化等により、スポーツ都市横浜の実現を目指します。

戦略 4 (1)

人が、企業が集い躍動するまちづくり ～成長と活力を生み出す都心部～

▶ 都心臨海部・新横浜都心と、京浜臨海部等の魅力あるまちづくり

- 横浜の成長をけん引する都心臨海部（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）・新横浜都心に加え、京浜臨海部等も含めたエリアで、各地区の特性と魅力をいかした機能強化を一体的に進めます。
- 公民連携等の手法を活用したまちづくりを推進します。

都心臨海部の各地区と新横浜都心・京浜臨海部等



2 横浜IR実現への取組の背景

(4) 上位計画

「SDGs未来都市・横浜」コンセプト・ビジョン

1 特性・立地を生かした「大都市型」の取組

- 「SDGs」「パリ協定」で取り上げる、人々の暮らしに起因する世界共通課題の解決には、国だけでなく、横浜市をはじめとする世界の都市や多様な主体が率先して取り組むことが求められています。
- 2018年10月に策定した市の総合計画「横浜市中期4か年計画（2018～2021）」では、SDGsを意識してあらゆる施策に取り組むこととしており、また、「横浜市地球温暖化対策実行計画」では、2050年も見据え、「今世紀後半のできるだけ早い時期の温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を目指す姿（ゴール）としています。
- 「SDGs」と「パリ協定」を踏まえたこれら2つの計画とビジョンを共有し、「SDGs未来都市・横浜」では、環境や経済・社会的課題の同時解決を図る「大都市モデル」を創出する取組を進めます。

2 「SDGs未来都市・横浜」のビジョン

- SDGs達成年次である「2030年」を展望し、パリ協定の発効による「脱炭素化」を踏まえ、環境を軸に経済や文化芸術による新たな価値・賑わいを創出し続ける都市の実現を目指します。

【目標設定と取組の概要】

横浜市は、2019年をピークに人口減少に転じるなど、直面する課題が一層深刻化してきています。SDGs未来都市として17の目標達成を意識し、「大都市・横浜市」に相応しい、環境を軸とした経済・社会的課題の同時解決を目指す取組を、「自治体SDGsモデル事業」として進めています。

環境・経済・社会の3側面の取組間を相互に連携させるとともに、様々な取組の主体である「市民」「企業」等の多様な主体をつなぎ、得られた知見・技術・情報をICT技術などを駆使して「見える化」・「共有化」し、相乗効果を高め、さらに新たな価値を生み出すことで、都市のプレゼンス向上を目指す仕組みとなる、横浜型「大都市モデル」を創出します。



出典：横浜市温暖化対策統括本部「SDGs未来都市・横浜～SDGs FutureCity YOKOHAMA」より抜粋

2 横浜IR実現への取組の背景

横浜市都心臨海部再生マスタープラン 【H27年2月】

都心臨海部5地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区）を対象に、目標年次2050年（第一段階2025年）における目指すべき将来像を描いたものです。

将来像：世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心
～都心臨海部を中心とした新しい横浜ライフの実現～



横浜市山下ふ頭開発基本計画 【H27年9月】

「ハーバーリゾートの形成」を目指す都市像として掲げ、計画の具体化に向けて考慮すべき視点、開発の基本的な方向性を取りまとめたものです。

目指す都市像：ハーバーリゾートの形成
～世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

美しい港の景観形成構想 【H26年3月】

「美しい港」をテーマに、横浜市が内港地域の景観形成を行っていくうえでの目標像や方針を取りまとめたものです。

目標像：世界に誇る「美港」横浜

2 横浜IR実現への取組の背景

(5) 将来を見据えた横浜市取組

将来を見据えて横浜をさらに飛躍させていくため、中期4か年計画をはじめとした上位計画等に基づき、様々な政策を実施しています。

子ども・子育て、教育、医療・福祉、企業誘致や観光・MICEの推進など、これまで築き上げてきた実績を土台に、あらゆる取組を進化させ、直面する課題を確実に乗り越えていく必要があります。

このため、未来を創る強靱な都市づくりに必要な「災害に強い都市づくり」や、京浜臨海部や金沢臨海部のさらなる活性化や、関内地区における業務機能等の強化など産業拠点の強化につながる「戦略的な企業誘致」に加え、経済波及効果の高い国際会議等の誘致やMICE関連産業の強化を進めるため「観光・MICE都市」、「特別自治市」「クルーズポート」「中小企業振興」、「ガーデンシティ横浜」、「SDGs未来都市」などのあらゆる政策を展開しています。

そして、将来にわたり豊かで安全・安心な暮らしを維持し、さらに充実させていくために、IRもこれらの重要な政策の一つです。



2 横浜IR実現への取組の背景

(6) 日本型IRの基本方針

日本型IRは、「観光先進国」としての日本を明確に世界の中に位置づけるため、民間事業者の投資と創意工夫を最大限に引き出し、「観光先進国」として引き上げるための原動力として活かす政策的な枠組み（公共政策としてのIR）とされています。



民間事業者により 一体的に整備・運営 = **民設・民営**

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

公共政策としてのIRの主な具体的目標

①国際会議の開催件数のシェアが低下している。

⇒**目標①世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立**

②訪日外国人の旅行消費額に占める娯楽サービス費の割合は諸外国と比較して低い

⇒**目標②滞在型観光モデルの確立**

③インバウンドの需要がゴールデンルート(※)に集中しており、その他地域はインバウンド増加による効果を十分に享受できていない。

⇒**目標③世界に向けた日本の魅力発信等**

※ 東京、京都、大阪、兵庫、千葉、山梨、静岡、愛知、奈良の9都府県をゴールデンルートと定義

2 横浜IR実現への取組の背景

(6) 日本型IRの基本方針

- 日本型IRでは、カジノ施設以外に、以下の4類型の中核施設の設置が求められます。これまでにないスケール・クオリティの両面が必要になります。

これまでにない
クオリティ

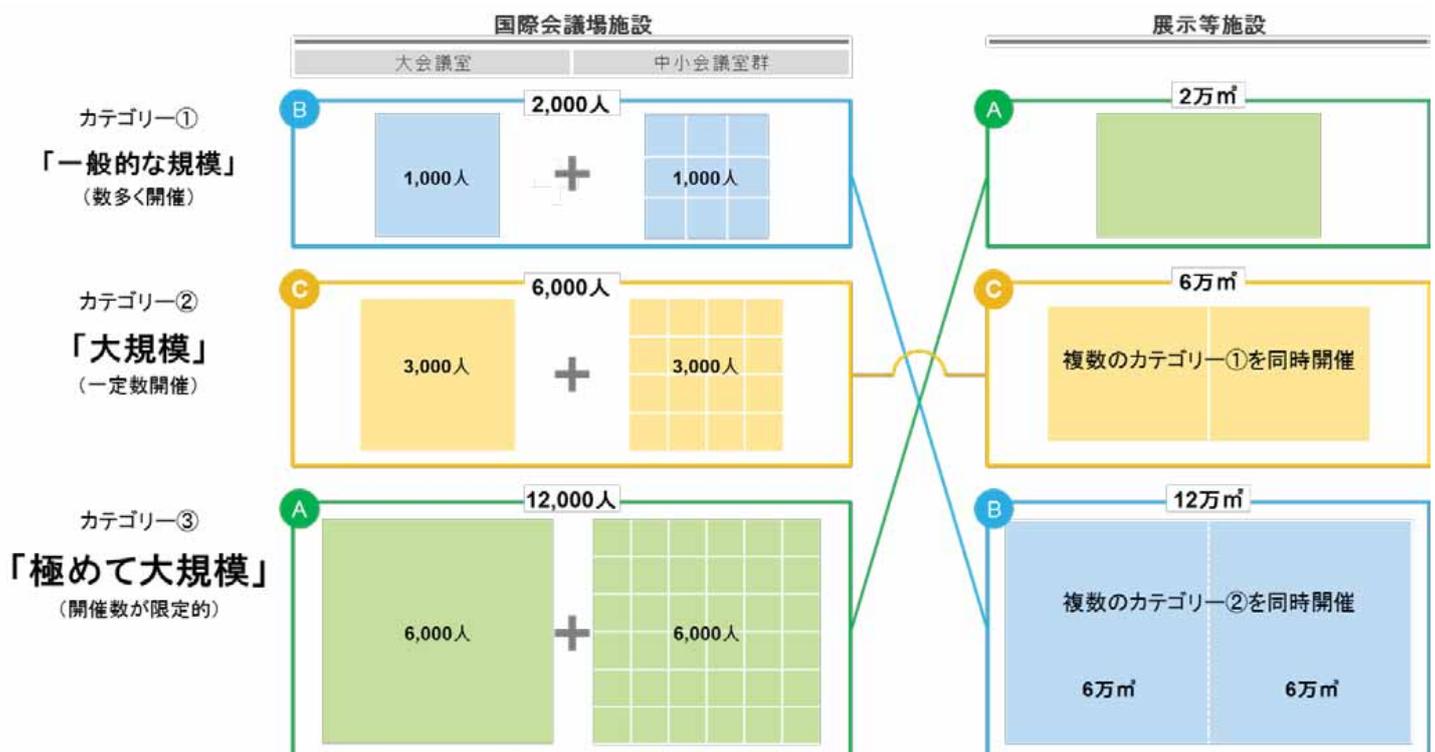
これまでにない
スケール

民間の活力
地域の創意工夫

日本型IRが有すべき中核施設

1	2	3	4
MICE 施設	魅力増進施設	送客施設 ※機能要件あり	宿泊施設
MICE（国際会議場、国際展示場） 誘致戦略の中核となる機能 例：アジア最大級のMICE施設	わが国の魅力的な コンテンツを発信 例：劇場、演芸場、音楽堂、競技場、 映画館、博物館、美術館等	日本の観光の 「ショーケース」機能 「ゲートウェイ」機能 例：コンシェルジュ機能を ワンストップで提供	様々なニーズを生み出す 宿泊機能 例：日本最大級・最高水準の 宿泊施設、農泊推進
			

- また、MICE施設は特に大規模な施設整備が求められており、下記A～Cの組み合わせ以上の規模が必要です。



2 横浜IR実現への取組の背景

(7) 横浜都心臨海部のまちづくり

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

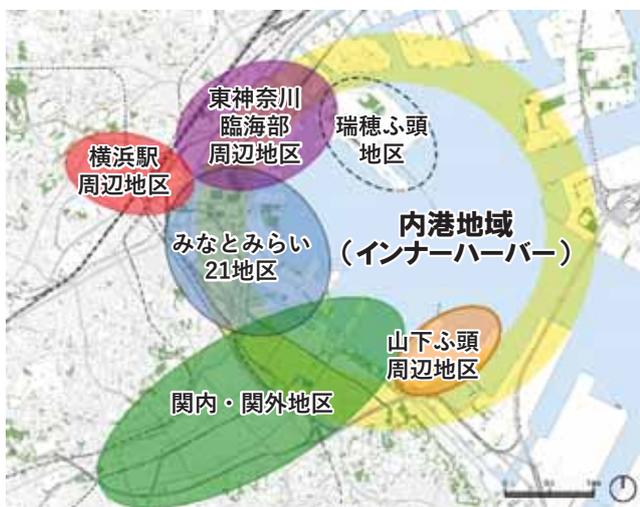
1859年の開港以来、都心臨海部は横浜の中心部として発展してきました。昭和40年（1965年）には、横浜の骨格を築く「横浜の都市づくり将来計画の構想（六大事業※）」を公表し、都心部強化事業として、みなとみらい21地区の造成に着手し、現在の都心臨海部を形成してきました。

「横浜の都市づくり将来計画の構想」発表より約50年が経過し、人口減少・超高齢社会の到来による都市の活力低下、人・企業がより優れた活動・生活場所を「選ぶ」時代の到来、市民の価値観やライフスタイルの更なる多様化といった社会状況の変化が想定され、横浜のまちづくりとしての対応が求められていました。

また、平成22年（2010年）には、横浜市インナーハーバー検討委員会から、都心臨海部・インナーハーバーにおけるまちづくりの方向性が提言されました。

将来の社会状況の変化に対応し、将来にわたり輝き続け、魅力にあふれた“世界都市”の顔としての都心臨海部を形成するため、横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内・関外地区、山下ふ頭周辺地区、東神奈川臨海部周辺地区の5地区を対象とした「都心臨海部再生マスタープラン」を平成27年2月に策定しました。

※ **六大事業**：都心部強化事業、金沢地先埋立事業、港北ニュータウン建設事業、高速鉄道（地下鉄）建設事業、高速道路網建設事業、横浜港ベイブリッジ建設事業の6事業



【都心臨海部 位置図】

「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」「美しい港の景観形成構想」より作成

東神奈川臨海部周辺地区



神奈川台場の遺構や、横浜市中央卸売市場が立地しており、現在は、駅周辺の再開発や面整備の検討が進められています。

横浜駅周辺地区



日本有数のターミナル駅である横浜駅を中心とする地区であり、国際都市の玄関口にふさわしいまちづくりを進めています。

みなとみらい21地区



横浜の自立性の強化等を目的に整備された新しい街であり、業務・商業機能、MICE拠点等が立地し、多くの人々が訪れています。

関内・関外地区



開港の歴史が残る地区ですが、近年、業務・商業機能が相対的に低下しており、課題解決に向けたまちづくりが進められています。

2 横浜IR実現への取組の背景

(7) 横浜都心臨海部のまちづくり

世界から人々を惹きつける街の資源

港町横浜の 歴史・文化



街中には当時の面影を色濃く残す歴史的建造物や土木産業遺構が多く残り、まちづくりの中で保存・活用されています。また、異国情緒あふれる街並みや飲食店があり、開港の地ならではの国際的な雰囲気が感じられます。

都市空間



水際線を開放し、公園や緑地、パブリックスペース等の整備を積極的に行っています。これまで、地域の魅力と個性を生かした都市デザインの実現が展開され、美しさや楽しさが感じられる環境豊かな都市空間が形成されています。

都心機能



国際的な企業が立地する業務拠点や広域的な商業拠点、大規模コンベンション施設など横浜経済をけん引する都心機能が集積しています。また、都市型住宅やスポーツ施設、個性豊かな界隈など都市に必要な機能が揃っています。

賑わい・市民活動

まちに誇りや愛着をもち、地域が主体的にまちづくりに取り組む風土が培われています。魅力的で賑わいのある商店街や、年間を通じて様々なイベントが開催される、活気あふれる街がつけられています。

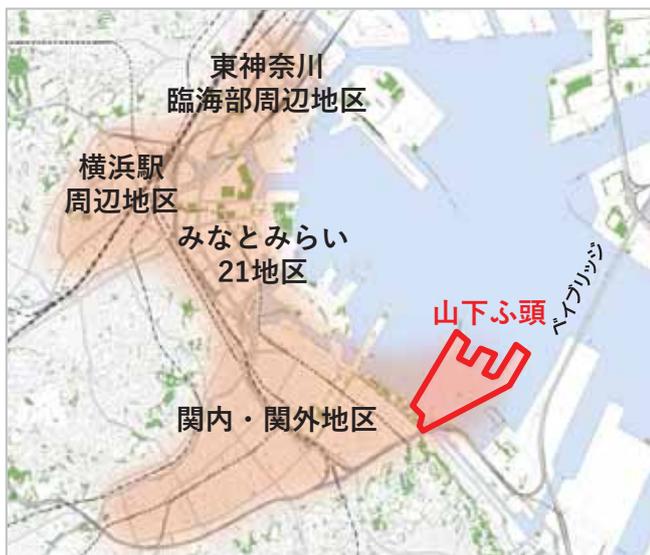


2 横浜IR実現への取組の背景

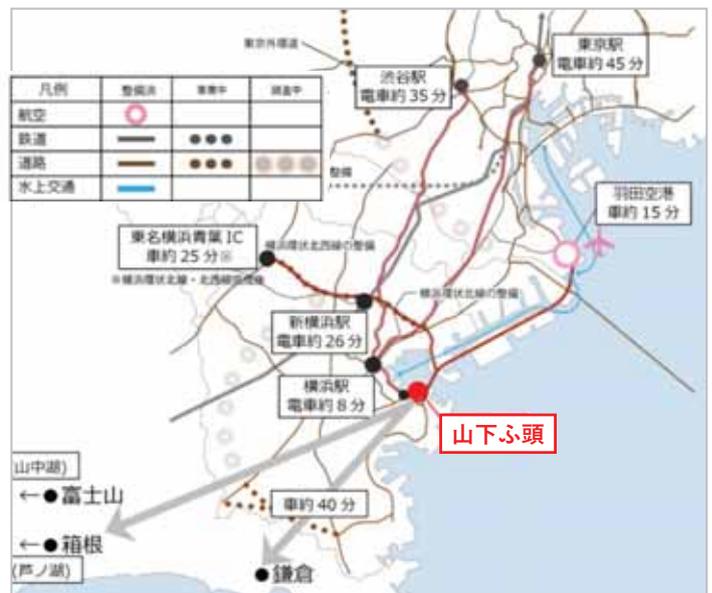
(8) 横浜IRの立地場所

『横浜IR』の予定地である「山下ふ頭」は、ベイブリッジより内側のインナーハーバーに位置し、横浜の中心である都心臨海部を形成しています。最寄りの横浜高速鉄道「元町・中華街駅」まで徒歩約5分で、首都高速道路にも近く、羽田空港など各方面から高いアクセス性を有しています。また、横浜を代表する観光地である山下公園、中華街、港の見える丘公園などにも近接しています。

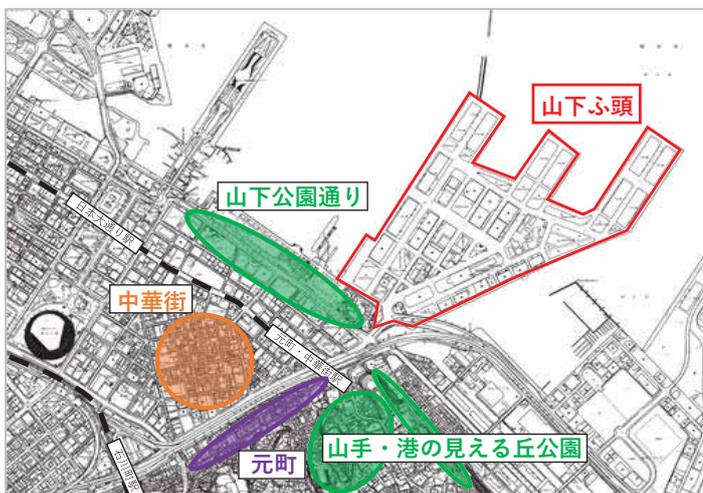
位置図



主なアクセス



周辺の観光地



立地特性

MM21地区から続く
美しいウォーターフロント

約47haの広大かつ
シンボル性の高い敷地

住宅市街地と分離された立地

恵まれた交通アクセス

観光拠点との連携

2 横浜IR実現への取組の背景

(8) 横浜IRの立地場所

山下ふ頭は、高度経済成長期から横浜港を支える主力ふ頭の機能を担ってきましたが、完成から50年以上経過し、施設の老朽化やコンテナ化などの物流環境の変化に伴い、その果たすべき役割を見直す時期に来ていました。このため、「横浜市中期4か年計画2014～2017」や「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」、及び「横浜港港湾計画の改訂」を踏まえ、平成27年に「ハーバーリゾートの形成」を目指す「横浜市山下ふ頭開発基本計画」を策定し、再開発の方向性を決めました。また、既存の物流機能については、移転を契機として倉庫等の高機能化を促進し、「ミナトの質的転換」を図っています。

提供 国土地理院

● 昭和28年 着工（埋立開始）

● 昭和38年 完成



昭和38年頃



昭和24年



昭和31年



昭和36年



昭和38年

平成27年 山下ふ頭開発基本計画策定

倉庫等の移転・更地化の開始

新たな賑わい拠点
「ハーバーリゾート」
の形成

ホテルシップ・暫定利用事業



更地化の状況（令和2年1月）

『横浜イノベーションIR』

横浜を世界の
デスティネーション(目的地)へ

2 横浜IR実現への取組の背景

参考 I Rの事例と効果（シンガポール）

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年に国策としてIRを誘致することを決断しました。
- MICE施設、シンボリックなホテル、エンターテインメントなどの施設を整備し、多くの観光客でにぎわっており、再投資による更なる拡張も計画されています。

マリーナ・ベイ・サンズ



開発費用	約4,870億円	カジノ以外の 主要施設	ホテル	客室数2,561室
年間訪問客数	4,500万人		MICE施設	約12万㎡、最大4万5千人収容
雇用者	9,500人		その他施設	飲食ショッピング施設、劇場、博物館、スカイパーク（展望プール等）、スケート場、ナイトクラブ等

リゾート・ワールド・セントーサ



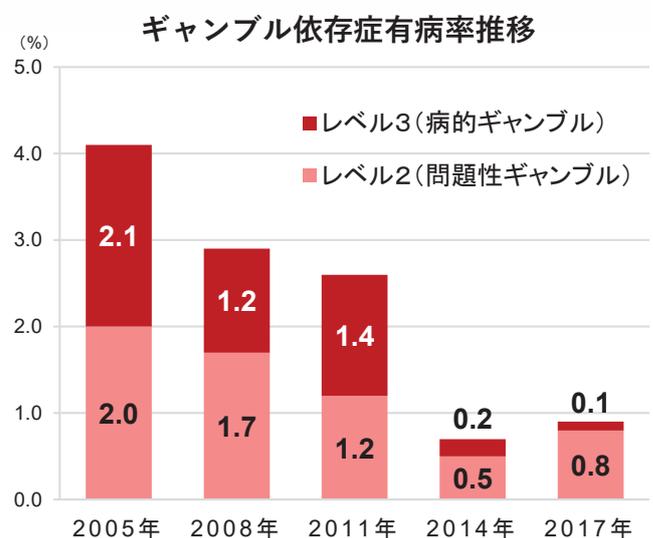
開発費用	約5,220億円	カジノ以外の 主要施設	ホテル	客室数1,600室
年間訪問客数	2,000万人		MICE施設	会議場最大6,500人収容、展示場最大3,000人収容
雇用者	11,000人		その他施設	飲食ショッピング施設、劇場、ユニバーサルスタジオシンガポール、博物館、水族館、プール等

2 横浜IR実現への取組の背景

参考 I Rの事例と効果（シンガポール）

シンガポールでは、2010年I R開業後、外国人来訪者、外国人観光消費額、国際会議開催件数は増加傾向にあります。

また、I R開業前からギャンブル依存症対策を実施した結果、病的ギャンブルや問題性ギャンブルの有病率は減少傾向にあります。



3 横浜 I R の方向性

3 横浜 I R の方向性

(1) 基本コンセプト

基本
コンセプト

横浜イノベーションIR

『横浜を世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へ』

1859年の開港を機に、海外諸国との交易の中心となった横浜は、世界中から集まる人・モノ・情報・文化であふれ、文明開化の名の元に、近代日本の成長をけん引する国際的な港湾都市として、目覚ましい発展を遂げてきました。

その後の震災や戦災、東京一極集中の人口急増など横浜の5重苦と言われた困難な状況においても、個性ある自立都市を目指す熱意と気概を持ち、六大事業に着手し、みなとみらい21をはじめとする事業を着実に進め、人口374万人、最大の基礎自治体として、日本有数の経済都市に成長してきました。

今後、横浜においても人口減少、超高齢社会等、様々な社会経済情勢の変化が見込まれます。そうした中でも、市民が生き生きと暮らし、魅力と活力あふれる都市であり続けるため、横浜は今ある「横浜らしさ」に誇りを持ちながら、新しい文化を迎え入れ、将来を見据えた新たな「横浜らしさ」の創造に向けてチャレンジする必要があります。

現在、横浜は開港からの異国情緒の残る山下公園、元町、中華街や、若者に人気のみなとみらい21地区など、日本有数の観光地として多くの人で賑わっています。また、パシフィコ横浜では、多くの国際会議などが開かれ、「グローバルMICE都市」としての地位を築いてきました。

『横浜IR』では、世界水準のMICE施設、ホテル、エンターテインメントや最先端のテクノロジー(技術)を駆使した未来の街を、これまで築き上げてきた都心臨海部の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していくことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、新たな魅力・資源をハイブリッド(混成)に創造し、

横浜の観光・経済に **イノベーション(革新)** をもたらしていきます。

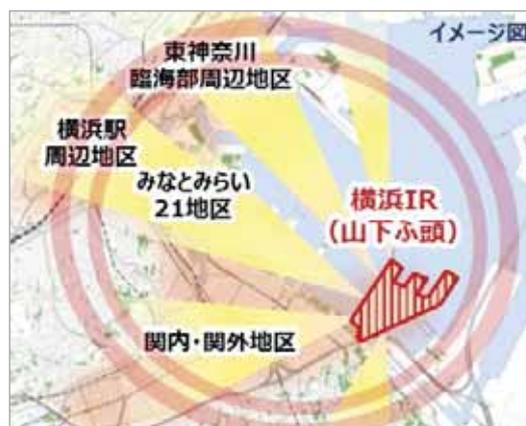
そして、横浜都心臨海部がこれからも、横浜市民の憩いの場であるとともに、

**世界各国の人々が、日本に行ってみよう！
日本に行くなら横浜に行ってみよう！**

そう思ってもらえる

『横浜イノベーションIR』

を目指していきます。



みなとみらい21地区 (C) Photo by Hideo MORI



異人商館での交流

横浜 I R の基本コンセプトを実現する方向性

横浜の観光・経済にイノベーションを！

横浜都心臨海部

横浜 I R

横浜が築き上げてきた横浜都心臨海部に、これまでにないスケールとクオリティを有する世界最高水準の I R を一体的に創り上げ、融合

【一体的な整備】

- I R を、山下ふ頭に整備するだけでなく、横浜都心臨海部の既存の街の魅力をも更に磨き上げるとともに、新たな魅力を創出し、『横浜 I R』を横浜の街と一体的に整備

【融合】

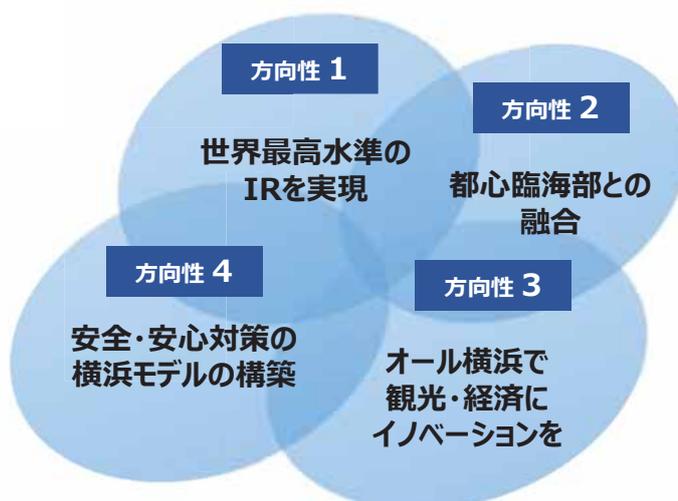
- これまで築き上げてきた **横浜の街** と最先端のテクノロジーを駆使した新たな街が **融合**
- 我が国の文化と諸外国の文化が **融合**
- 古き文化と新たな文化が **融合**

【イノベーション】

- I R 整備により、世界水準の M I C E の誘致・開催を通じた国際的な人の交流、知の交流やネットワークの構築等により、新たな **イノベーション** の機会の創造や、地域への経済効果、国・都市間競争力の向上等、観光振興に加え、幅広い変革をもたらしていきます。
- 『横浜 I R』を横浜都心臨海部の街や資源・魅力と一体的に整備し、『横浜 I R』を起爆剤として、街や文化などが **融合** することで、**相乗効果** を最大限発揮し、

横浜の観光・経済にイノベーションをもたらし、
横浜を世界から選ばれるデスティネーション(目的地)へと導いていきます。

横浜のさらなる飛躍と
将来にわたる市民の豊かな
暮らしのために

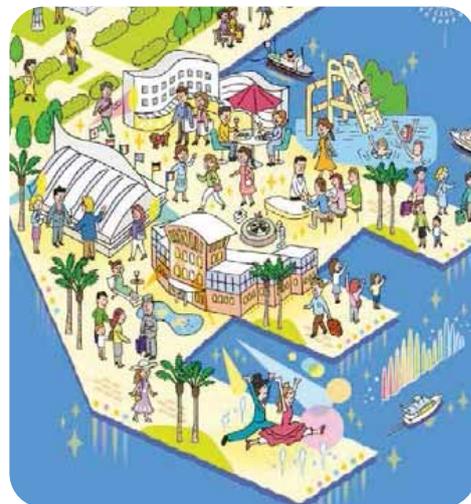


3 横浜 I R の方向性

(1) 基本コンセプト

横浜 I R の方向性 1 世界最高水準の I R を実現

- ▶ ビジネスからレジャー、大人から子ども、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有する都市型リゾートを目指し、
**世界の人々が日本に行ってみよう！
日本に行くなら横浜に行ってみよう！**
と思われる世界最高水準の I R を実現します。
- ▶ 周辺地域との一体的な観光振興により、『横浜 I R 』から市内・県内はもとより日本各地の魅力を発信し、送客することができる**日本のゲートウェイ(玄関口)を目指します。**
- ▶ ギャンブル依存症や周辺の治安対策など、想定されるリスクに対して、世界最高水準とされている I R 整備法やギャンブル等依存症対策基本法などの関連法令のほか、最新のテクノロジーを活用したシステムを構築し、世界のどこの地区よりも安全で安心できるエリアとしていきます。



MICE (国際会議場・展示場)

我が国において、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開。新たなビジネスの起爆剤として、経済・観光にイノベーション(革新)を創出。



魅力増進施設

日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信。世界中の観光客を惹きつけ、リピーターを確保することができる国際的に最高水準のエンターテインメント性のある公演、展示等で提供するとともに、これを通じてまた、アニメやゲームなど日本の魅力を体験してもらおう機会を創出。



送客施設

東日本をはじめとした日本各地の観光名所にインバウンドを送り出す日本の拠点・ゲートウェイ(玄関口)として、また世界と国内各地をつなぐ交流のハブとして、国内各地の魅力をショーケースとして紹介。各交通機関を結ぶバスや、ワールドクラスのクルーズポートを生かした「ターミナル機能」を備える。



多彩なホテル群

国際競争力のある広さ、設備、サービスなど、ビジネス客やファミリー、富裕層など来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模・クオリティを有する。5つ星ホテルのほかファミリー層も宿泊できる複数のホテルを備える。



エンターテインメント施設 レストラン・ショッピングモール

国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設。国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる設備、コンテンツを備える。



カジノ

I R 関連法令等に則した施設とし、ファミリー層等の主動線とは分離された適切な配置計画やデザインとする。



3 横浜 I R の方向性

横浜 I R の方向性 2 都心臨海部との融合

- ▶ 横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。最先端のテクノロジー(技術)を駆使した新しい街のモデル『横浜 I R』を、これらの都心臨海部の既存の街の魅力や資源と一体的に整備し、融合していきます。
- ▶ 21世紀の日本における新たな開港の地として世界各国の人々を迎え入れ、もてなす世界から選ばれるデスティネーション(目的地)に相応しい魅力的な都市づくりを進めます。

まちづくりの
コンセプト

- 1 『横浜 I R』を都心臨海部と一体的に整備し、融合
- 2 21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観形成
- 3 最先端技術を駆使したスマートシティ、環境、防災、ユニバーサルデザインなど『未来の街のショーケース』

施設整備
の視点



「美しい港の景観形成構想」
「横浜市都心臨海部再生マスタープラン」より作成

横浜 I R の方向性 3 オール横浜で観光・経済にイノベーションを！

- ▶ 世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜 I R』と、これまで作り上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

横浜の観光・経済に **イノベーション (革新)** をもたらし、

横浜を世界から選ばれる **デスティネーション (目的地)** へと導いていきます。

- ▶ また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に拡げていきます。

横浜の
観光・経済に
イノベーションを！

世界中から観光客・会議参加者等を誘客

パシフィコ横浜

横浜 I R
統合型リゾート施設

観光振興・
経済活性化の
起爆剤

横浜市
MICE開催支援策、
政府系会議誘致

横浜 観光
コンベンション・ビューロー
誘致・マーケティング

観光事業者 交通事業者 MICE事業者 宿泊事業者 関連事業者 (イベント運営等)

オール横浜での観光MICE推進体制

3 横浜 I R の方向性

(1) 基本コンセプト

横浜 I R の方向性 4 安全・安心対策の横浜モデルの構築

横浜市の依存症対策への取組

これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように次の**4つの対策を徹底して進めていきます。**

【市の総合的な依存症対策】

- ① 依存症への総合的な取組
- ② 予防教育の実施（高校保健体育における啓発など）
- ③ 事業者や研究・専門機関との研究
- ④ 調査による実態把握（令和元年度3,000人対象）

【 I R 整備法関連】

- ▶ 日本人等への7日間で3回迄、28日間で10回迄の入場制限
- ▶ 広告・勧誘の制限やカジノ内 A T M 設置禁止など施設内制限
- ▶ 本人・家族の申告による入場制限
- ▶ 日本人等への24時間毎に6,000円の入場料

【事業者独自の依存症対策】

- ▶ 顔認証やAI等による入場制限・モニタリング
- ▶ 訓練された従業員の巡回、声掛け

治安対策などの懸念事項への取組

【治安対策】

- ▶ 警察との連携
- ▶ 区域内外の防犯カメラ設置
- ▶ 警備スタッフの配置・巡回

【反社会的勢力の関与への対策】

- ▶ 徹底的な調査による排除
- ▶ カジノ入場規制

【青少年への悪影響対策】

- ▶ マイナンバーカードによる入場規制・夜間巡回の実施

【マネー・ローンダリング（犯罪資金洗浄）対策】

- ▶ 一定額以上を換金した際の届出
- ▶ カジノのチップ持ち出し、譲渡禁止
- ▶ 顧客の本人確認の徹底

3 横浜 I R の方向性

(2) -1 世界最高水準の I R を実現

世界最高水準の I R の姿

M I C E

日本最大級の競争力の高い
国際展示場・会議場



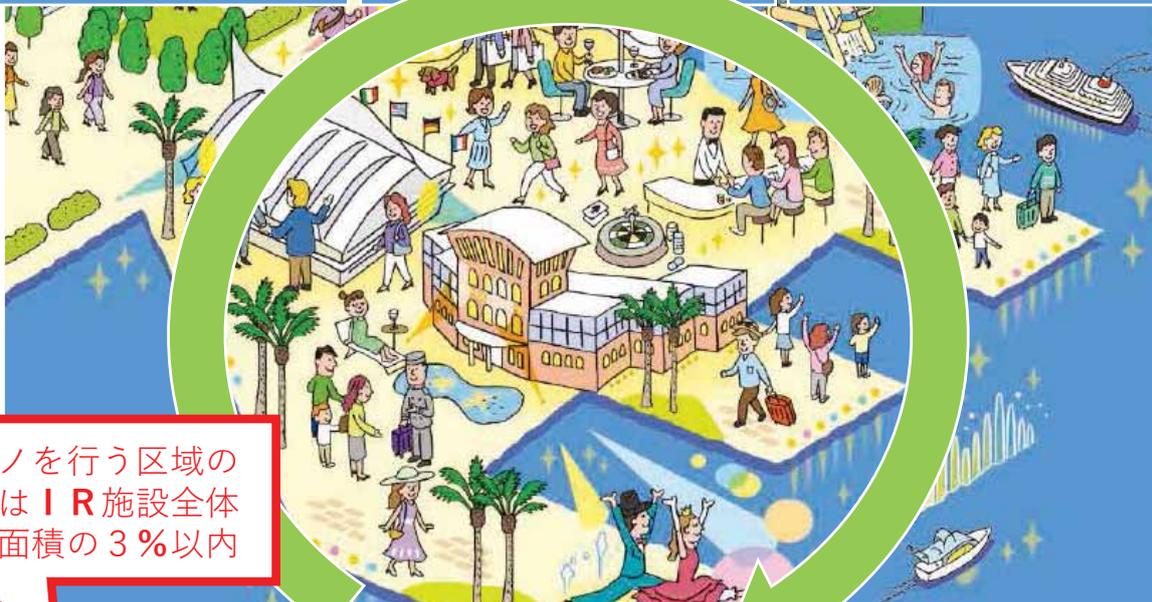
魅力増進施設

日本文化芸術の
発信・活動拠点



多彩なホテル群

非日常を体験する施設



カジノを行う区域の
面積は I R 施設全体の
床面積の 3 % 以内

カジノ



レストラン・ ショッピングモール等



送客施設

世界・日本各地とつながる
交通拠点



民間事業者により 一体的に整備・運営 = **民設・民営**

健全なカジノ事業の収益を活用して、国際競争力の高い滞在型観光を実現

【 I R の中核施設の具体的な要件に関する基本的な視点】

基本的な視点 1 : 我が国においてこれまでにないクオリティを有する内容

基本的な視点 2 : これまでにないスケールを有する我が国を代表することとなる規模

基本的な視点 3 : 民間の活力と地域の創意工夫

主な施設の要件

用語 (IR整備法施行令)	国の定める要件 (基本方針より)																		
国際会議場 (第1条)	<p>これまでにないようなスケールとクオリティを有し、これまでにないような国際的な会議や世界規模の産業見本市等を展開し、新たなビジネスの起爆剤とする。</p>																		
展示等施設 (第2条)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #f1c40f;">No.</th> <th colspan="2" style="background-color: #f1c40f;">国際会議場施設</th> <th rowspan="2" style="background-color: #f1c40f;">展示施設等</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #f1c40f;">最大の会議室 収容人数</th> <th style="background-color: #f1c40f;">施設全体の 収容人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f1c40f;">①</td> <td style="background-color: #f1c40f;">1,000人～ 3,000人</td> <td style="background-color: #f1c40f;">2,000人～ 6,000人</td> <td style="background-color: #f1c40f;">12万㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f1c40f;">②</td> <td style="background-color: #f1c40f;">3,000人～ 6,000人</td> <td style="background-color: #f1c40f;">6,000人～ 12,000人</td> <td style="background-color: #f1c40f;">6万㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f1c40f;">③</td> <td style="background-color: #f1c40f;">6,000人～</td> <td style="background-color: #f1c40f;">12,000人～</td> <td style="background-color: #f1c40f;">2万㎡以上</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px; color: red; border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">横浜IRでは、 ①②を要件と します。</p> <p>いずれの場合であっても、国際会議として「一般的な形式」である大規模な全体会議と分科会等にも対応できるような総収容人数を有することが必要。</p>	No.	国際会議場施設		展示施設等	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数	①	1,000人～ 3,000人	2,000人～ 6,000人	12万㎡以上	②	3,000人～ 6,000人	6,000人～ 12,000人	6万㎡以上	③	6,000人～	12,000人～	2万㎡以上
No.	国際会議場施設		展示施設等																
	最大の会議室 収容人数	施設全体の 収容人数																	
①	1,000人～ 3,000人	2,000人～ 6,000人	12万㎡以上																
②	3,000人～ 6,000人	6,000人～ 12,000人	6万㎡以上																
③	6,000人～	12,000人～	2万㎡以上																
魅力増進施設 (第3条)	<p>日本の伝統、文化、芸術、最先端技術、四季折々の自然等の様々な魅力をかつてないクオリティで発信するため、国際的に最高水準のエンターテインメント性のある公演、展示等で提供する</p>																		
送客施設 (第4条)	<p>来訪者をIR区域内に囲い込むのではなく、国内各地の魅力をショーケースとして紹介し、来訪者を国内各地に送り出して、実際に現地体験していただくことにより、世界と国内各地をつなぐ交流のハブとなることを目指す。 国内各地の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他サービスの手配を一元的に行う。</p>																		
宿泊施設 (第5条)	<p>宿泊施設は、国際競争力のある広さ、構成、設備、サービスで、IR区域への来訪者の宿泊需要に適切に対応できる規模があり、新たな宿泊需要を創出する。 ・全ての床面積の合計が10万㎡以上</p>																		
観光旅客の来訪及び滞在寄与施設	<p>コンテンツやサービスが、国際競争力と高いクオリティを有し、外国人旅行客をはじめとした幅広い人々が楽しむことのできる観光資源</p>																		
カジノ施設 (第6条)	<p>IR区域全体のコンセプトと調和し、ほかの施設とのバランスの取れた規模及び配置となっていること ・カジノを行う区域は、IR施設全体の床面積の3%以内</p>																		

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

① M I C E 施設（国際会議場及び展示等施設）

パシフィコ横浜とのコラボレーションによる
我が国最大の『グローバル M I C E 都市 横浜』の実現



日本最大級の 複合 M I C E 施設

- 国際会議場施設 5,002席
- 展示施設 20,000㎡
- パシフィコ横浜ノース 6,000㎡
(令和2年4月オープン)

世界中から観光客・会議参加者等を誘客

横浜の
観光・経済に
イノベーションを！

パシフィコ横浜

横浜 I R

統合型リゾート施設

観光振興・
経済活性化の
起爆剤

横浜市

MICE開催支援策、
政府系会議誘致

横浜 観光

コンベンション・ビューロー
誘致・マーケティング

観光事業者

交通事業者

MICE事業者

宿泊事業者

関連事業者
(イベント運営等)

オール横浜での観光MICE推進体制



3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

① M I C E 施設（国際会議場及び展示等施設）

施設の規模

政令の 規模要件	国際会議場 (最大会議室収容人員)	展示場
	①	1,000人~3,000人
②	3,000人~6,000人	60,000㎡~120,000㎡
③	6,000人~	20,000㎡~60,000㎡

横浜 I R の 規模要件

パシフィコ横浜には、我が国で2番目の規模となる5,002席の国際会議場がある一方、展示施設は現在20,000㎡で小規模なことを踏まえ、『横浜 I R』においては、政令の規模要件のうち①②を要件とします。

施設の機能・質

各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議等の高度な需要に十分に対応できる機能

世界規模の産業見本市などの開催やイベントの誘致が可能な規模

横浜ならではの魅力的な港の景観を活かしたユニークベニューや、アフターコンベンションツアーが提供される企画・運営体制の構築

誘客効果を最大化するため、大小様々な規模に対応できる仕様、スポーツやコンサート等が多様な用途に臨機応変に対応できる機能

パシフィコ横浜の強みを活かすとともに、弱みを補完するなど、パシフィコ横浜と連携し、横浜全体の M I C E を強化

例

M eeting

企業等の会議

- ・外資系企業の支店長会議
- ・車両販売代理店のミーティング
- ・海外投資家向けのセミナー

I ncentive Travel

報償・研修旅行

- ・営業成績優秀者に対する表彰
- ・会社設立〇〇周年記念旅行

C onvention

国際機関・団体、学会等が行う国際会議

- ・IMF・世界銀行総会
- ・国際幹細胞研究会議
- ・APEC貿易担当大臣会合

E xhibition

展示会・見本市・イベント

- ・東京モーターショー
- ・オリンピック
- ・東京国際映画祭

M
I
C
E
と
は

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

② 魅力増進施設

我が国の魅力的な、伝統、文化、芸術、技術、暮らし等を、
観て、聴いて、触れて、食べて、体験して、感じて、
もっと、横浜のことを、日本のことを知って、ファンになって頂くための施設

東京国立博物館所蔵



祭り【酉の市】



書画【浮世絵】



工芸【真葛焼(横浜)】



演劇【能】



暮らし【和のおもてなし】



和食【寿司】

横浜が日本観光のデスティネーションに《来日の目的地・帰国の出発地》

- 日本に行くなら、まず横浜へ《来日の最初の目的地》
- 横浜で市内・県内・国内の観光の魅力を伝え送客《日本観光のハブ》
- 再度、横浜に戻り、帰国していただく《旅の終わりの出発地》
- 『横浜 I R』が再び、日本、横浜を訪れていただく魅力を発信

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

② 魅力増進施設

魅力増進施設とは

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の観光の魅力の増進に資する施設

発信する魅力

我が国の魅力的な伝統、文化、芸術等の例

書画…浮世絵、日本画、書など	芸道…茶道、華道、日本舞踊など
文学…紀行文、詩歌、小説など	武道…相撲、柔道、弓道など
演劇…能、狂言、歌舞伎など	歴史…城、侍、開港など
演芸…落語、漫才、講談など	暮らし…和食、祭り、信仰など
工芸…絹織物、陶芸、漆器など	自然…四季、海、山、生物など
ポップカルチャー…アニメ、ゲームなど	

発信手法、施設

展示、鑑賞、体験、販売、消費など、施設の持つあらゆる手法で、視る、聴く、触る、嗅ぐ、味わう、全ての感覚に訴求

我が国の魅力を、歴史的な背景やストーリーとともに、大人から子供まで、あらゆる国の方に解り易く発信

我が国の様々な魅力を複数組み合わせたり、海外等のコンテンツと組み合わせ、新たな魅力的なコンテンツを創造

劇場、演芸場、競技場、博物館、美術館、レストラン、旅館などの施設で、古き良き伝統と最先端の技術を融合させて魅力的に発信

【参考】訪日外国人旅行者が訪日旅行をしたいと考えたきっかけ

順位	訪日旅行をしたいと考えたきっかけ	全体	アジア	欧米豪
1	日本の自然や風景に関心があるから	50%	51%	49%
2	日本食に関心があるから	49%	50%	45%
3	日本文化・歴史に関心があるから	40%	36%	51%
4	日本の温泉に関心があるから	36%	40%	23%
5	治安が良いから	35%	36%	31%
6	日本でのショッピングに関心があるから	31%	36%	17%
7	日本の世界遺産に関心があるから	28%	26%	34%
8	日本人のライフスタイルに関心があるから	26%	25%	31%

出典：DBJ・JTBFアジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査（2018年）

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

③ 送客施設

『横浜を日本のゲートウェイ《玄関口》へ、
そして、日本の旅のデスティネーション《目的地》へ』

『横浜 I R』の来訪客に、横浜でゆっくり滞在していただき、日本各地の観光の魅力を様々な手法、言語で紹介・発信。最適な交通手段で送客する施設。



3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

③ 送客施設

送客施設・機能

横浜 I R を訪れた来訪客に、横浜や日本各地の観光の魅力を紹介、発信し、日本国内への送客をスムーズに行います。

① ショーケース機能

日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、食や体験などと組み合わせ、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

② コンシェルジュ機能

利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで、きめ細かくおもてなしの心で対応

送客施設・機能

③ 多言語対応機能

①②について、英語を含め複数の外国語で提供

④ 十分な施設規模

多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合スペースを具備

その他の施設・機能

周辺地区を含む日本各地への来訪客の移動の起点となる交通広場やバスやタクシーなどのターミナル機能

I R 区域と周辺鉄道駅や、東海道新幹線新横浜駅などの主要駅、羽田空港や成田空港までの移動手段について、I R 区域の立地特性を生かした陸海空の多様な移動手段の確保（例：リムジンバス、高速船、ヘリコプター 等）

豪華客船に必要な C I Q 施設や大型クルーザー、自家用ジェット等で来訪する超富裕層の高度な需要にも対応できる移動手段の確保

市内関係機関をはじめ各地の自治体や D M O 等との連携が図れる仕組み・体制の構築。観光情報の収集・発信や各地への周遊ルートの企画・構築

魅力増進施設などと連携し、我が国の伝統、文化、芸術等と日本各地の魅力を結び付け、海外からの来訪客を送客

横浜都心臨海部の観光資源

短い空き時間やアフターコンベンションのナイトライフに

- ・ 山下公園、元町、中華街、赤レンガ倉庫、みなとみらい21地区、野毛、伊勢佐木町、馬車道、三溪園等
- ・ みなとみらいホール、横浜美術館、横浜能楽堂、横浜にぎわい座等の文化施設等
- ・ 横浜三塔（キング、クイーン、ジャック）、山手西洋館など歴史的建造物等



- ・ 都心臨海部への回遊性強化により、地域の観光・経済活性化
- ・ 既存の魅力・資源の磨き上げるとともに、新たな魅力を創出
- ・ ナイトタイムエコノミーを強化、夜も楽しめる横浜へ

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

③ 送客施設

横浜郊外部、神奈川県域、周辺地域の観光資源

半日程度の空き時間に郊外部へのバスツアーやスポーツ観戦、アクティビティ体験

- ・ 八景島、称名寺、ズーラシア、総持寺、寺家ふるさと村等
- ・ 郊外部の商店街などで、横浜市民の日常の買物を体験
- ・ 野球、サッカー、ラグビーなどのスポーツ観戦等
- ・ 農体験、釣り、ハイキング、サイクリングなどのアクティビティ体験

日帰りや1泊2日程度のショートトリップに

- ・ 鎌倉の寺社仏閣、箱根の温泉、自然豊かな湘南、丹沢大山、三浦半島など
- ・ 銀座、築地、上野、浅草などの都内の観光スポット、ディズニーリゾートなど
- ・ 世界遺産富士山、伊豆半島、房総半島等



横浜国際総合競技場
(日産スタジアム)



横浜スタジアム



横浜国際プール



横浜文化体育館メインアリーナ
(2024年4月オープン)

3 横浜 I R の方向性

周辺地域の観光資源

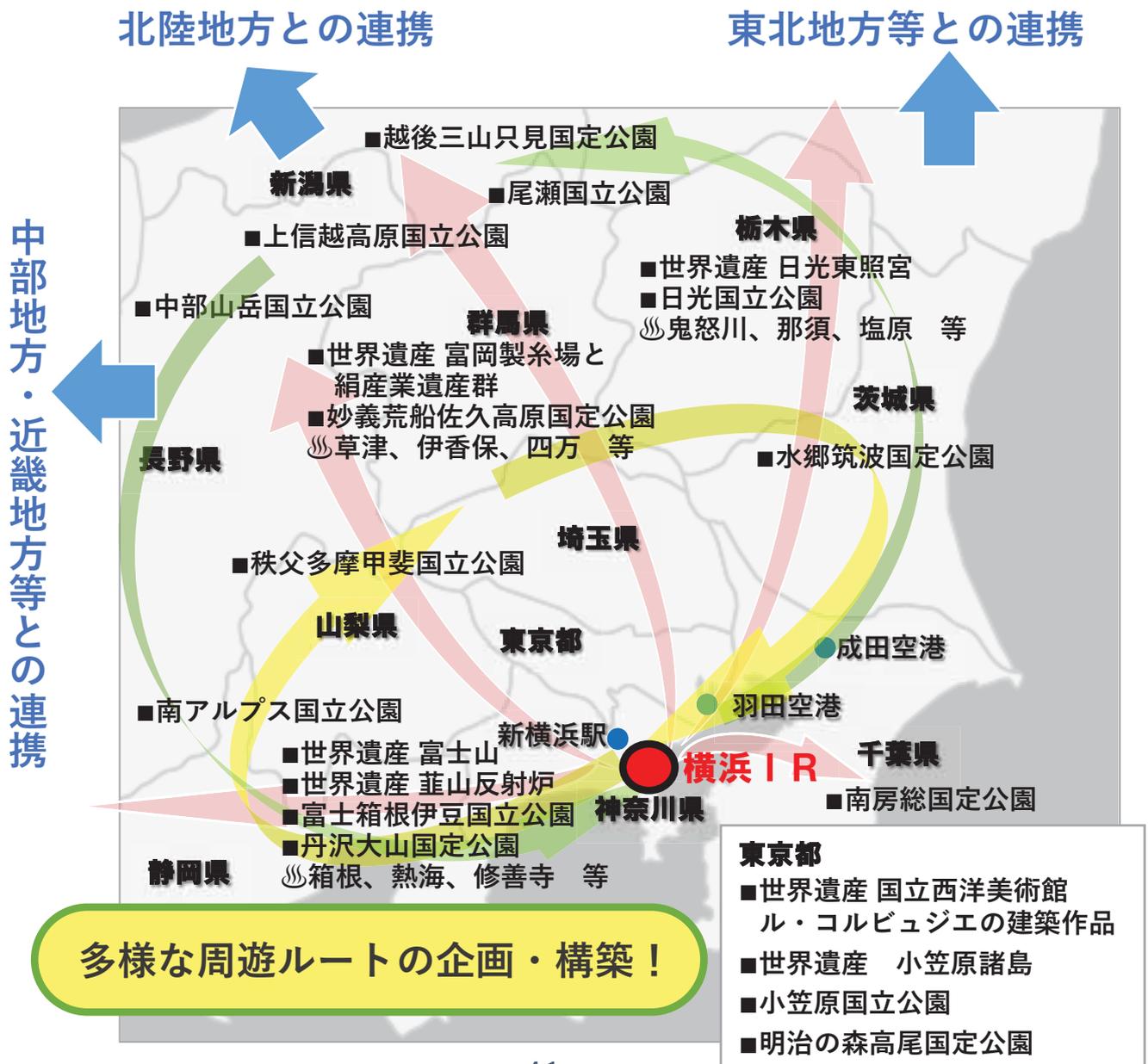
日本には、世界遺産や国立公園、国定公園、温泉など、数多くの魅力的な観光資源、観光地があります。

『横浜 I R』に訪れた海外からの来訪客に、I Rのショーケース機能で各地の観光地の魅力を紹介・発信し、『横浜 I R』から送り出します。

- ・全国各地の観光協会、DMO等と連携し、多様な周遊ルート・ツアーを企画・構築。利用者の関心に応じて最適なツアーを案内。
- ・各地との連携により送客だけでなく、各地の観光客を横浜へ集客。
- ・映画、文学、歴史などと、観光を結び付けた周遊ルート。聖地巡礼。

旧五街道（奥州街道、中山道、甲州街道、日光街道、東海道）

おくのほそ道（松尾芭蕉）、富嶽三十六景（葛飾北斎）等



3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

④ 宿泊施設

世界中から『横浜 I R』を訪れる、富裕層、ビジネス客、ファミリー層など、あらゆる来訪客のニーズに対応できる、施設、サービスを備えた宿泊施設



あらゆるニーズ
に対応する多彩
なホテル群

世界水準の
ラグジュアリー
なホテル



遠方の家族、
親戚、知人が
来訪した時に
一緒に過ごす場

※写真はシンガポールの I R のホテル

3 横浜 I R の方向性

宿泊施設の要件

ホテルの建築やサービス自体が、世界中からの来訪客を魅了し、横浜への来訪需要を高める世界水準の宿泊施設。

諸外国の5つ星ホテルやI Rにおけるホテルと比較して、客室の広さ、室数、構成、設備が国際競争力を有するとともに、国内外から来訪するビジネス客やファミリー、富裕層など、あらゆる来訪者の宿泊ニーズに応えられる施設。

国際競争力の高い多様な宿泊需要に対応するため、5つ星ホテルなど最高級ブランドを含む複数の宿泊施設。

美しいウォーターフロントの立地や眺望、夜景など、横浜らしさを最大限に生かした非日常を感じられる滞在空間を創出。国際競争力の高い、食事や付帯サービスのラインナップやクオリティが滞在を長期化。

言語、宗教、文化、志向、ライフスタイルなど、多様なニーズをもつ観光客の視点に立った施設整備及び細やかな心遣いによるサービス提供

世界の富裕層が満足する高水準のホスピタリティサービスを提供できる人材の確保・育成体制の構築



※ 写真はシンガポール、マカオのI Rのホテル

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

⑤ 来訪及び滞在寄与施設

国際競争力と高いクオリティを持ち、幅広い人々が楽しめる 国内外からの来訪客及び滞在の促進に寄与する施設

劇場、美術館等のほか、遊園地、テーマパーク、スポーツ競技場、水族館、動物園、ショッピングモール等の集客施設（魅力増進施設とは異なる施設）

ビジネスからレジャーまで、大人から子どもまで、外国人でも日本人でも、幅広い客層が楽しめ、I R施設への集客力を高めることができるエンターテインメント施設

リピーターの確保に向け、エンターテインメント性を高める工夫や最先端技術の活用等

ウェルネスツーリズム（リラクゼーション、運動、美容、スパなど）が体感できる施設やプログラムの提供

既存コンテンツの発展や新たなコンテンツの創造に継続的に取り組むための再投資や発信手法の工夫等



マカオのI Rでのステージ・ショー



マカオのI Rでのエンターテインメントショー
(ザ・ハウス・オブ・ダンシング・ウォーター)

Photo by Derek coleman on Unsplash



シンガポールのI Rでのエンターテインメントショー
(キャッツ)



ボクシング等のスポーツエンターテインメント

3 横浜 I R の方向性



※ 写真はシンガポール、マカオの I R のアトラクションと、憩い・楽しむ場のイメージ

3 横浜 I R の方向性

(2) -2 必要な機能・施設

⑥ カジノ施設

施設の要件

カジノを行う区域の面積は、I R 施設全体の延べ床面積の 3 % 以内

I R 関係法令等に即した施設（入場規制と意思のない入場者の排除）

I R 区域全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスの取れた規模、デザイン、配置

20歳未満の者やファミリー層等が利用する主動線から隔離された適切な配置計画、デザイン、配置

落ち着いたエントランス、室内の内装により、エレガントな非日常を感じられる大人の社交場

カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置（以下、「懸念事項対策」という。）については、各種法令や、「3 横浜 I R の方向性（5）」に則り実施すること



※シンガポールの I R のカジノ



※ラスベガスの I R のカジノ

(3) -1 都心臨海部との融合

横浜 イノベーション

I n t e g r a t e d R e s o r t

東神奈川
臨海部周辺

みなとみらい21

関内・関外

世界最高水準のリゾート

横浜駅周辺

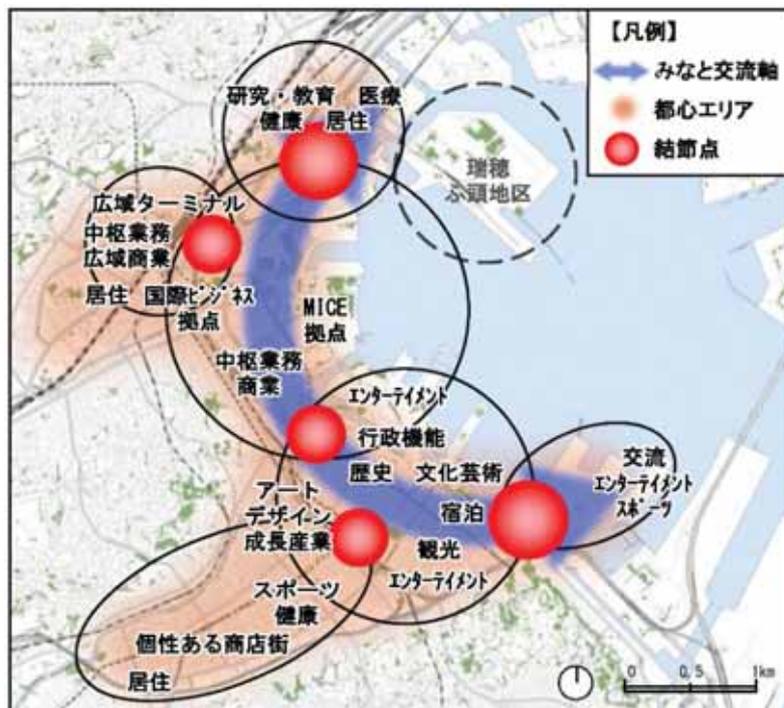
山下ふ頭周辺

横浜は **日本のゲートウェイ（玄関口）** であり、
世界中のデスティネーション（目的地） となり続ける

横浜の都心臨海部には、開港以来の歴史や文化、美しい港の風景や水際を身近に感じられる都市空間など、これまでのまちづくりで築かれてきた豊富な魅力や資源があります。横浜市では、これらを生かし、さらに、先進的で魅力的なまちづくりを積極的に進めることにより国際ビジネス、観光・MICE、文化芸術など、次の時代の活力となる都心機能の強化を図ることとしています。

『横浜 I R』の予定地である山下ふ頭は、都心臨海部の拠点であり横浜市民にとって貴重な場所です。『横浜 I R』を実現する上では、これまで築き上げてきた街並みや美しい港の風景と調和し、一体的に創り上げていくことが重要です。

さらには、最先端のテクノロジー（技術）を駆使した未来の街である『横浜 I R』と山下ふ頭周辺の都心臨海部の各機能が有機的に融合し、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことで相乗効果を最大限発揮していきます。そして、世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都市へとイノベーションします。



横浜市都心臨海部再生
マスタープラン

(3) -2 都市デザイン・景観形成

都市デザイン・景観形成に係る上位計画

横浜市都心臨海部再生マスタープラン

◆ 3つの基本戦略

- ① 次の時代の横浜の活力をけん引するビジネス・産業づくり
- ② 豊かな想像力・市民力が息づく横浜スタイルの暮らしづくり
- ③ 個性豊かなまちの魅力をつなぎ港と共に発展する都心づくり

◆ 5つの施策

- ① 世界中の人々を惹き付ける空間・拠点の形成（都市デザインによる創造性豊かな空間づくり）
- ② まちを楽しむ多彩な交通の充実
- ③ 世界を先導するスマートな環境の創出
- ④ 災害に強い都心臨海部の実現
- ⑤ 都市活動の担い手が活躍する仕組み・体制の充実

横浜市山下ふ頭開発基本計画

- ◆ **目指す都市像** ハーバーリゾートの形成
 ～世界が目出し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出～

◆ 3つの視点と8つの基本計画方針

視点 1	観光・MICEを中心とした魅力的な賑わいの創出	【方針1】国内外から多くの人を呼び込む賑わいの創出 【方針2】地区内外の移動を支える交通ネットワークの形成 【方針3】快適で回遊性のある歩行者動線の確保
視点 2	親水性豊かなウォーターフロントの創出	【方針4】水と緑を身近に感じる空間づくり 【方針5】港町の魅力を高める景観形成
視点 3	環境に配慮したスマートエリアの創出	【方針6】環境に配慮したまちづくり 【方針7】高い防災・安全性をもつまちづくり 【方針8】わかりやすく利便性の高い魅力あるまちづくり

美しい港の景観形成構想

内港地域の景観形成 4つの視点

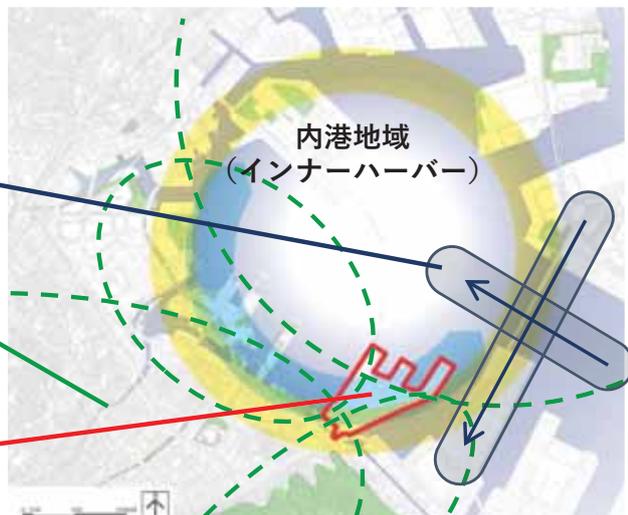
- ① リング状の港の構造を生かした景観の形成
- ② 誰もが美しさを感じる景観の形成
- ③ 横浜の港らしい特徴的な景観の形成
- ④ 人々の生活・活動による賑わい景観の形成

山下ふ頭の地区特性

横浜、さらには日本の玄関口としての山下ふ頭

異なる景観的特徴を持つシーンに囲まれている

インナーハーバーに位置し、既成市街地と隣接した広大な区域



3 横浜 I R の方向性

横浜やインナーハーバーの地区特性、歴史、これまでのまちづくりの取組を十分踏まえつつ、

山下ふ頭では、21世紀を象徴するような、 新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。

■ 4つのコンセプト

山下ふ頭は、横浜の都心臨海部に残された唯一大規模開発の可能な土地です。そのことを最大限活かし、世界最高水準の I R として、幅広い客層が楽しめる非日常的で印象的な空間を有し、また、これまで横浜の都心臨海部で築き上げた、市民に親しまれるウォーターフロントエリアの一部にもなる、「横浜イノベーション I R」を形成します。

横浜のそれぞれの時代を代表する景観に敬意を払いつつ、山下ふ頭を核としてインナーハーバー全体が都市としての魅力をさらに高める、21世紀を象徴するような新しい横浜の都市デザイン・景観づくりに挑戦します。その実現のためのコンセプトを掲げます。

1 長く愛され、何度も訪れたいくなる都市・横浜をつくる

山下ふ頭に多くの人々が訪れ、何度も訪れたいくなる横浜を実現します。

山下ふ頭の建造物や空間、それらにより形成される景観は、いたずらに刺激的なものではなく、**機能性と普遍的な美しさを兼ね備え、長期的にその価値を持ち続けるもの**を目指します。

また、山下ふ頭の開発は短期間に一体的に行われますが、一過性のものではなく、**常に新たな価値を生み出す取組を継続し、長期的に価値を持続・向上しつづけるもの**としていきます。

2 インナーハーバーの一員として、横浜の都市づくりの新たな1ページをつくる

インナーハーバーでは、関内地区や山手地区、みなとみらい21地区など、各地区、各時代の景観的特徴を維持・創出してきました。これらの地区が、景観的な個性の発揮と調和のバランスをとりながらリング状につながっているのが、インナーハーバーの大きな特徴となっています。

山下ふ頭に生み出される景観は、インナーハーバーに加わる**新たな都市づくりの1ページ**として、**地域全体の景観と調和しつつ、同時に、山下ふ頭が個性を発揮し、対比するこれまでの街並みをひきたてる**ことで、都心臨海部の魅力を形成します。

3 山下ふ頭だからできる景観体験の創造

山下ふ頭は、一体開発により広大な土地を一貫性のあるデザインとできることに大きな特徴と可能性があります。エリアを回遊しながら体験する景観は、**多様な物語性**があるものでなくてはなりません。

既存の都市構造の枠組みにとらわれない、横浜の景観を楽しむ**新たな視点場、多様な水域を活用したアクティビティ**など多彩な体験の場の創出が可能です。ここに生まれる施設によって提供される横浜の新しい見え方、切り取り方は既存の横浜の景観的価値を更に向上するだけでなく、山下ふ頭自体に**これまでにない体験**をもたらします。

4 世界に“横浜を魅せる”これからの都市デザイン

都市・建築のデザインは、機能や人々の活動と切り離して考えることはできません。

横浜市では、SDGs 未来都市、観光・MICE 都市、文化芸術創造都市、イノベーション都市・横浜、ガーデンシティ横浜といった、未来のための政策やプロジェクトを進め、また、様々な主体により様々な活動を行っています。山下ふ頭ではこれからの横浜を代表する景観として、これらの**施策・活動と方向性を共にして、それを象徴的に体現するもの**であることが求められます。

象徴的な“魅せる”環境配慮や、横浜に集積する創造性の発露など、横浜のショーケースとしての独自性ある景観づくりや市民生活を豊かにするための、これまでに無い**新たなウォーターフロントでの体験**を享受すること等が**更に進化した「横浜らしさ」**につながります。

3 横浜 I R の方向性

(3) - 3 スマートシティ・環境・防災など

横浜 I R では、SDGs 未来都市・横浜として、IoT や ICT、ビッグデータの活用や AI の駆使など、最先端技術の多方面にわたる連携・活用を目指します。それにより水と緑があふれるまち・災害に強くしなやかなまち・人とテクノロジーが共存するホスピタリティあふれるまちを実現します。日本でも世界でも類を見ない最先端技術を駆使したスマートシティを実現し、「未来の街のショーケース」となります。

緑豊かな水際のある、次世代スマートシティの実現

最先端技術をあらゆる方面で活用することで、水際と緑が融合し効率的で持続可能な次世代スマートシティを実現します。

新たな緑と水際が融合したエリアの創出

横浜港の水際を形成する既存の街並みとそれに融合する新たな緑の連続性を形成



PHOTO by Hideo MORI

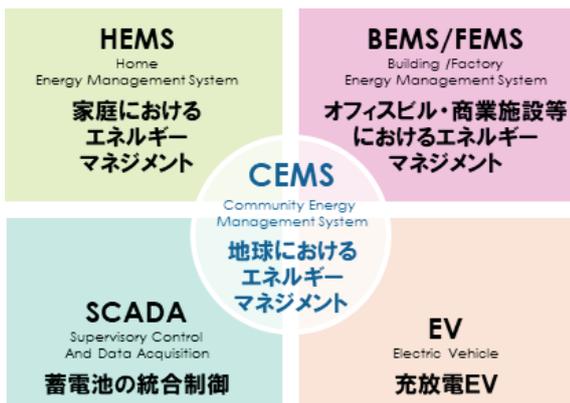
エリア全体でのエネルギーの最適化

20年・30年先を見据えた最先端エネルギー技術の導入と絶え間ない効率化



持続可能な循環型都市エリアの実現

脱炭素・循環型社会を構築する持続可能なエネルギーマネジメントの実現



次世代交通システムの導入

新たな人やモノの流れを創出する次世代交通システムの導入



災害に強くしなやかで、自立的なまちづくり

地震や津波などの災害に対して高い防災機能を持ち、自立したエネルギー供給を確保するなど、来街者の安全確保に加え周辺地域の市民にとっても安全・安心な防災拠点となる、災害に強くしなやかで自立的なまちづくりを実現します。

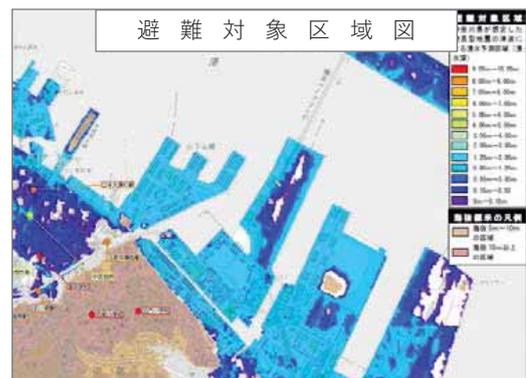
災害時の来街者のための安全・安心の確保

地震や津波などの災害発生時においても来街者が安全・安心に過ごすことができる、高い防災機能を有するエリアを目指します。



津波・高潮に対応したまちづくり

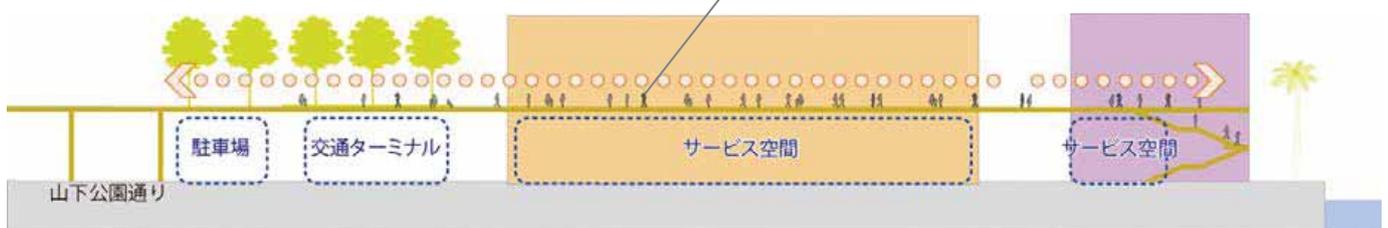
津波・高潮に対しても、安全な避難を可能とする強くしなやかなまちづくりを目指します。



歩行者空間の基本は2階レベルで形成

2階レベルの歩行者動線を構築することで、災害時における浸水に対しても安全で円滑な歩行者の退避を実現します。

安全な退避ルートとなる
2階レベルの動線



3 横浜 I R の方向性

(3) - 3 スマートシティ・環境・防災など

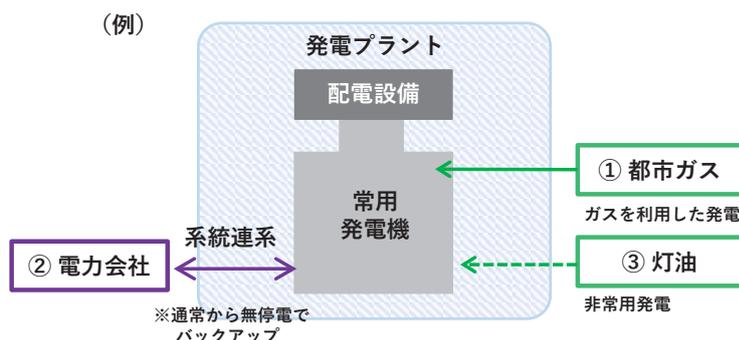
災害時には周辺地域を含む防災の拠点

周辺地域の市民にとっても、一時避難や物資輸送等あらゆる面で防災拠点となるエリアを目指します。



災害時バックアップをもつ電源供給システム

平常時から使用可能なシステムをつくり、災害時バックアップをもつ電源共有システム等により、地区全体として、災害時の自立した都市機能確保を図ります。



わかりやすく、利便性の高いまちづくり

初めてでもわかりやすく快適な動線計画（バリアフリー・サイン）とするほか、多言語対応のデジタルサイネージや区域内の無料Wi-Fi環境の整備など、訪日外国人を含む来街者の利便性を向上させます。ハード・ソフトの両面からの複合的な取り組みにより、あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができ、ホスピタリティの高い魅力あるまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザインの推進

あらゆる来街者が安全・安心に過ごすことができるよう、ユニバーサルデザインを推進します。



多様な媒体による積極的な情報発信

多言語対応のデジタルサイネージやスマートフォンアプリなど、多様な媒体を通じて情報提供や情報発信を行います。



3 横浜 I R の方向性

(3) - 4 スマートな交通環境の構築

山下ふ頭には、国内外から多くの来街者が訪れることになるため、円滑な交通が求められます。このため、陸・海・空の多様な移動手段を確保するとともに、楽しく、安全・安心で、環境にも配慮した交通環境の構築を目指します。



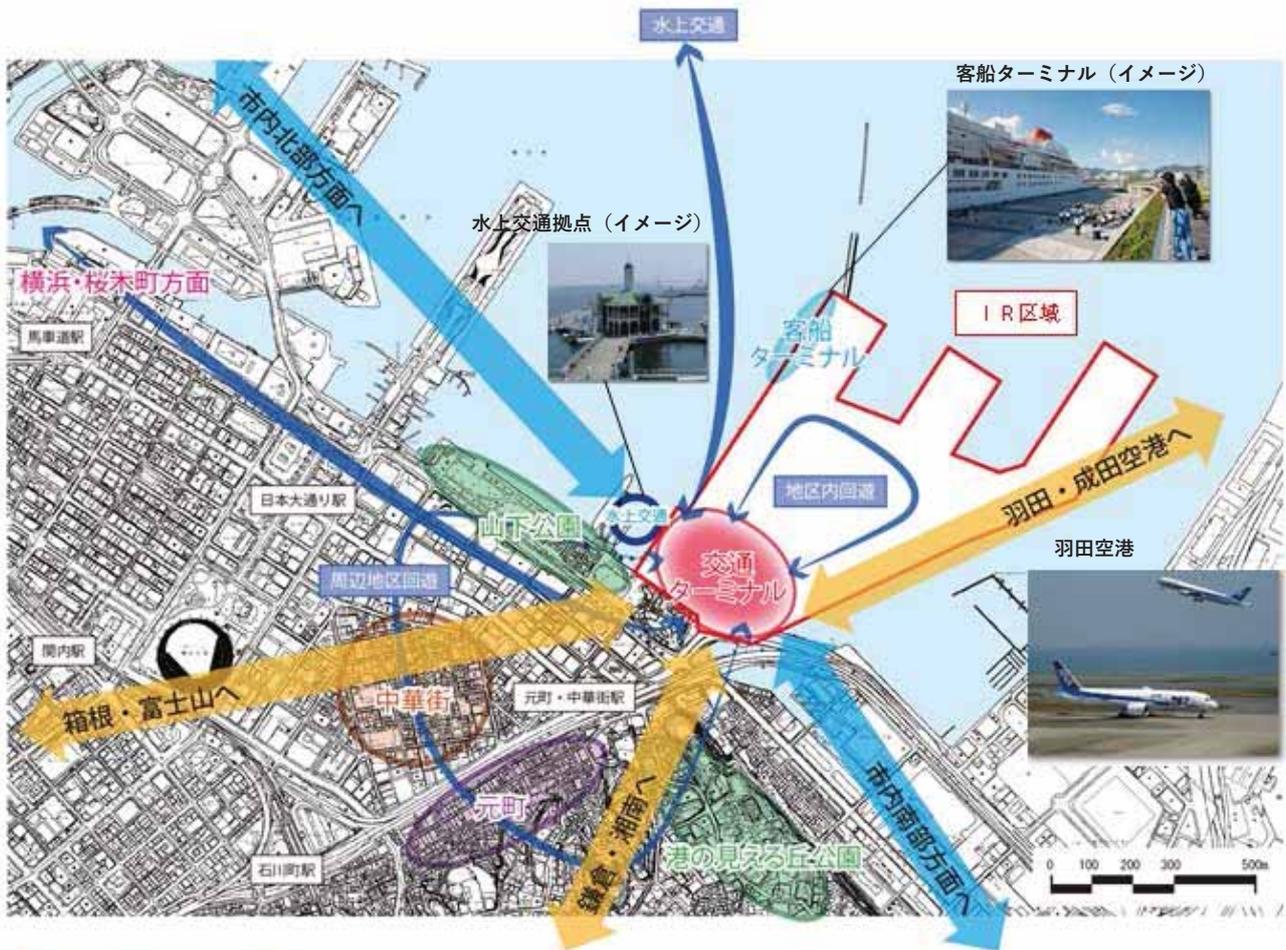
ズーラシア



日産スタジアム



シーバス



富士山と箱根 (芦ノ湖)



三溪園



湘南・江の島



鎌倉・大仏



八景島・海の公園

3 横浜 I R の方向性

(3) - 4 スマートな交通環境の構築

広域アクセス

- 羽田・成田空港、新横浜駅からのダイレクトアクセス（バス、水上交通など）
- 全国の観光地に発着する交通ターミナルの整備（送客施設を兼ねる）
- 多様な交通手段の確保（ヘリコプター、クルーズ船など）



I R 区域周辺アクセス

- 自動車交通（新規道路整備、道路・交差点改良、駐車場整備など）
- 歩行者交通（最寄駅からのアクセス向上、周辺とのネットワークの形成）
- 利便性向上につながる新たな交通の導入（連節バスなど）



I R 区域内交通

- 安全・安心な歩行者動線（歩車分離・風水害対応の2階レベルの動線、バリアフリー）
- 楽しく散策できる水際のプロムナード空間の形成
- 環境に配慮した新たな交通の導入(AIを活用した交通サービス、パーソナルモビリティ)

安全な退避ルートとなる2階レベルの動線



来街者を回遊させるネットワークの形成

- 自動車交通や歩行者交通、水上交通等の様々な交通手段によるネットワークの形成
- 周辺観光地、商店街等との連携（中華街、元町、三溪園、パシフィコ横浜など）

3 横浜 I R の方向性

(4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを

① 観光・経済のイノベーション

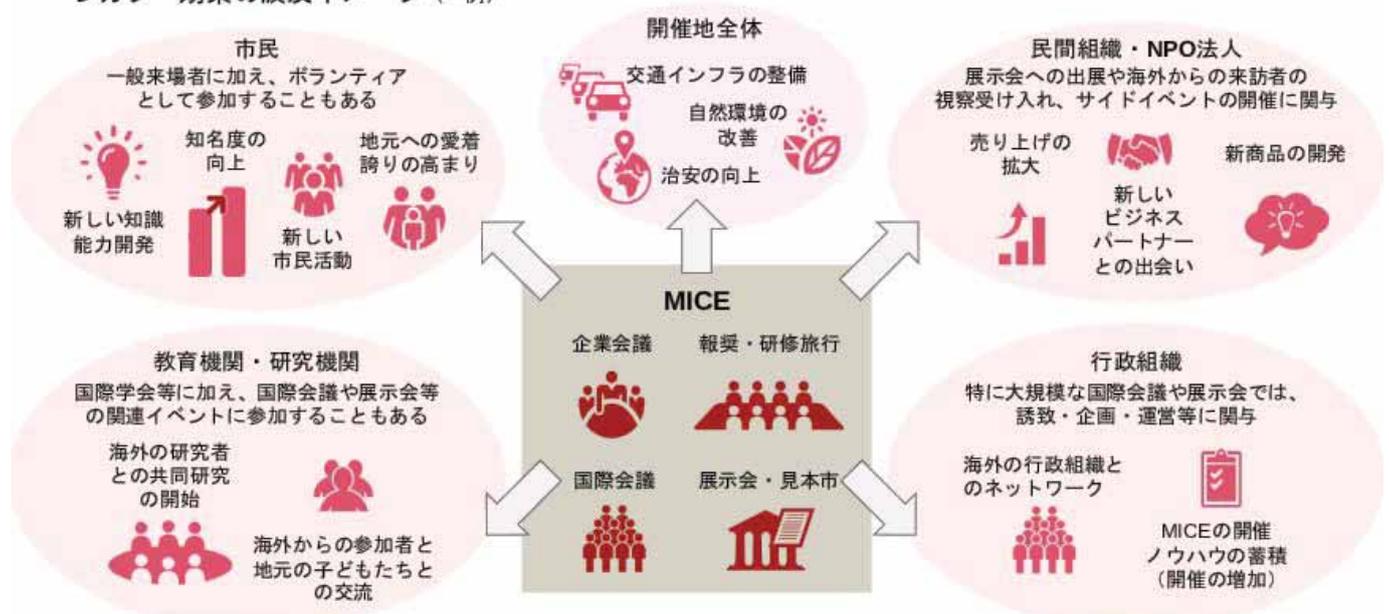
- 『横浜 I R』を目的として、インバウンドを含む観光客やM I C E 客が来訪し、宿泊や飲食等により I R 区域内のみならず関内・関外地区やみなとみらい21地区、横浜駅など周辺地域の **観光消費額を増加** させます。さらに、市内はもとより、県内観光地への周遊、日本全国の観光地への送客により、その効果を全国に広げていきます。
- また、MICE開催では、参加者による消費以外にも、企画・運営費や施設利用費設営費をはじめとして、同行者プログラムやアフターコンベンションの実施により、交通サービス、飲食、その他M I C E 関連産業への **発注機会を増加** させます。
- さらに、MICEがもたらす効果は、大きな経済波及効果だけではなく、ビジネス機会やイノベーションの創出、研究促進等の **経済波及効果以外の効果（レガシー効果）** も生み出し、開催地域を中心に開催後も中長期的に好影響を与えるとされています。
- 横浜は、みなとみらい地区を中心としてオープンイノベーションの一大拠点となっており、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、IoT産業などが集積しています。『横浜 I R』の整備により、国際的なM I C E ビジネスイベントが誘致され、**より知識・技術・人的交流を活性化し、地域全体の生産性向上に貢献します。**
- 横浜の産業特性とM I C E の融合による新産業の創出により、横浜経済の活性化に寄与します。

一目でわかるMICEのレガシー効果

MICEが開催地にもたらす幅広い「レガシー効果」

MICEの開催は、開催地に大きな経済波及効果を生み出すだけでなく、幅広い関係者にビジネス機会や研究促進等の経済波及効果以外の効果（以下、レガシー効果という）を生み出し、中長期的に好影響をもたらす

レガシー効果の波及イメージ（一例）



【MICE（マイス）とは...】

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

3 横浜 I R の方向性

(4) オール横浜で観光・経済にイノベーションを 経済効果

約47haにおよぶ広大な敷地において、I Rの開業前後で雇用創出や人材育成、食材・物品・サービス等に関連する地域経済の振興に貢献します。建設資材や労働力の確保等、運営時にはI R施設の運営や雇用等による経済波及効果が生じます。

雇用創出・人材育成

- ・ I R開業前には、建設等にかかる人材や資材等の確保、食事や宿泊・運送等の経済効果、開業後を見据えた質の高いサービス提供を目的とした人材育成を図ります。
- ・ 開業後はインバウンドや国内の観光客等をもてなす質の高い人材確保・運営に係る物品・食材・サービス等が必要となります。周辺地域の雇用環境の調和を図るため、計画的な雇用や人材育成を図ります。
- ・ 区域内外で質の高いサービスが提供され、横浜のサービス業界全体の質の向上につながる人材育成を図ります。
- ・ 女性、シニア層など、多様な人材が活躍する場の拡大に向けた、新たな雇用の創出、働きやすい雇用環境の確保、大学等教育機関等との連携を図ります。

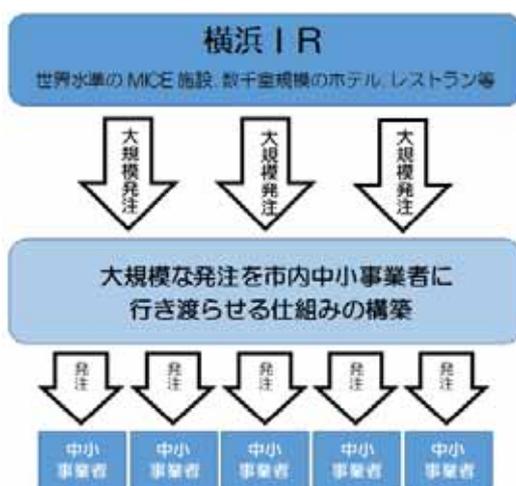
食材・物品・サービス等の調達

開業後の大規模需要に対して、市内の中小企業等から、質の高い食材や物品・サービス等を計画的に調達します。そのため、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、市内中小企業の受注につなげます。

【I R整備により調達機会増加が見込まれる主な事業例】

I T 関連	医療用品	印刷・デザイン	飲食店
運輸・物流	エンターテイメント業	花き	家具・インテリア
カメラマン	客室アメニティ	クリーニング	クルーズ
警備・セキュリティ業務	下水処理	顧客管理システム	公共交通 (バス・タクシー等)
広告	施設・電気維持管理	事務機器・用品	照明
植栽管理	食器・キッチン類	食料品・飲料品	清掃業務
燃料 (ガソリン・電気等)	廃棄物処理	理容・美容	旅行手配業務

市内中小企業の受注につなげる仕組みづくり



イメージ図：シンガポールのI R事例を参考に作成

雇用創出・人材育成の取組

雇用創出

- 懸念される働き手不足に対して、雇用環境を整え、国内外から幅広く人材を確保する取組

人材育成

- 世界最高水準のサービス、ホスピタリティを提供するため、I R事業者、地域の教育機関などの連携による、教育と実践を組み合わせた人材育成の取組
- 国外からの雇用者に対して、日本での生活にスムーズに適応するための日本語や生活習慣の理解促進などの取組

3 横浜 I R の方向性

(5) - 1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

I Rは観光や地域経済の振興、財政への貢献など様々なプラスの効果が期待される一方、I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念も指摘されています。

横浜市は、平成26年から「I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査」を実施しており、その中で海外におけるI Rの導入効果や懸念事項の影響の調査のほか、ギャンブル等依存症に関する有識者へのヒアリング等を通じて研究を進めてきました。

I Rを構成する施設の一つであるカジノに起因する懸念事項

カジノに起因する懸念事項	諸外国における対策事例
ギャンブル等依存症	カジノ内におけるギャンブル依存症者の早期発見、自己／家族／強制排除プログラム、自国民に対する与信行為やカジノ内のATM設置禁止、入場料制度、国内でのカジノ関連広告規制、依存症対応教育の徹底義務、専門治療プログラムの提供 など
青少年への影響等	未成年者のカジノ施設への入場禁止、未成年者入場時の通報、本人確認の徹底、未成年者と疑わしき者への声掛け、未成年者入場の通報、カジノ施設とその他施設の完全分離、広告規制 など
マネー・ローンダリング	本人確認・記録、保管、疑わしい取引があった場合の届出・保管義務、一定額以上の現金取引があった場合の報告義務、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策のためのプログラムの整備 など
反社会的勢力の関与	カジノライセンス取得のための背面調査及びカジノライセンス取得後の定期的な審査、カジノ施設内への監視カメラの設置と監視の義務付け、入場制限による犯罪組織・前科者、警察によって入場排除命令を下された者などをカジノ施設から排除 など
地域環境への影響	地域の治安維持のための施策として、カジノ施設内での監視カメラの設置及び巡回、周辺地域における警官、警備員による24時間の警備体制 など

出典：I R等新たな戦略的都市づくり検討調査報告書、各種情報より作成

3 横浜 I R の方向性

(5) - 1 安全・安心対策の横浜モデルの構築

国による検討・対策

国は平成28年に特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（I R 推進法）の成立後、特定複合観光施設区域整備推進会議において諸外国のI Rの研究等を行ってきました。

平成30年に制定された特定複合観光施設区域整備法（I R 整備法）において、シンガポール等の対策を例にカジノ管理委員会の監督や入場制限等「世界最高水準のカジノ規制」を定めるとともに、ギャンブル等依存症の対策として「重層的/多段階的な取組」を「公共政策上の制度整備とI R事業者責任」のベストミックスで行うこととしています。

また、カジノ以外の既存のギャンブル等依存症への対策を推進するため、平成28年からギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議を開催し、平成30年にギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めた「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立しました。

同法に基づき平成31年に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を定め、「PDCAサイクルによる計画的な不断の取組」「多機関の連携・協力による総合的な取組」「重層的かつ多段階的な取組」を国、自治体、事業者、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力しながら進めることとしています。

横浜市による検討・対策

横浜でI Rを実現するため、国が定めた「世界最高水準の規制」といわれるI R整備法やギャンブル等依存症対策基本法に基づいた、様々な懸念事項への取り組みを着実に進めます。

特に、依存症対策については、これまでも公営競技やぱちんこ等の既存のギャンブルを含めて、アルコールや薬物などの総合的な依存症対策に取り組んでいます。

「横浜市中期4か年計画」や「よこはま保健医療プラン2018」において、総合的な依存症対策の推進を掲げています。

（「(5) - 2 依存症対策 ⑤ 横浜市の依存症対策」参照）

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

① ギャンブル等依存症対策基本法

国は、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健全な生活を確保し、安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的に、平成30年に「ギャンブル等依存症対策基本法」を制定し、基本的施策として第14条～第23条において、10の施策を定めました。

■ギャンブル等依存症対策基本法

項目	条文	内容	
目的	第1条	ギャンブル等依存症対策に関し、 ①基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにする。 ②基本となる事項を定めること等により、対策を総合的かつ計画的に推進する。 ⇒国民の健全な生活を確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。	
定義	第2条	「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律に定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態	
基本理念	第3条	①ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援 ②ギャンブル等依存症に関連して生ずる問題（多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等）の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図れるよう、必要な配慮がなされるものとする	
他の依存症対策との連携	第4条	アルコール、薬物等に対する施策と有機的な連携を図る	
責務	国	第5条	依存症対策を総合的に策定し、実施する
	地方公共団体	第6条	国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
	関係事業者	第7条	依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす関係事業者は、国、地方公共団体が実施する対策に協力するとともに、予防等に配慮するよう努める
	国民	第8条	ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、予防等に必要な注意を払うように努める
	依存症対策関連の業務従事者	第9条	依存症対策関連の業務（医療、保健、福祉、教育、法務、矯正、その他）に従事する者は、国・地方公共団体に協力し、予防等及び回復に寄与するよう努める
啓発週間	第10条	国民の間に広く依存症問題について関心と理解を深めるため、啓発週間（5月14日～20日）を設ける	

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

① ギャンブル等依存症対策基本法

項目	条文	内容
基本計画等	政府 第12条	ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定。（少なくとも3年ごと） 原則として、当該施策の具体的な目標、達成時期を定める
	都道府県 第13条	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するよう努める（少なくとも3年ごと） 医療計画、健康増進計画等、他の計画の依存症関連部分との調和を保つこと
基本的施策	国及び地方公共団体は、以下について、必要な施策を講ずる	
	① 教育の振興 第14条	家庭、学校、職場、地域等、様々な場において依存症問題に関する知識の普及（教育、学習の振興、広報活動等）
	② 依存症の予防 第15条	関係事業者が行う事業（広告、宣伝、入場の管理等）について、予防等が図られるものとなる
	③ 医療提供体制 第16条	居住する地域にかかわらず適切な医療を受けることができるよう、専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備を図る
	④ 相談支援 第17条	精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターにおける相談支援体制を整備 その他本人及び家族に対する相談支援の推進
	⑤ 社会復帰の支援 第18条	円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援等を推進
	⑥ 民間団体の支援 第19条	民間団体の自発的な活動を支援
	⑦ 連携協力体制の整備 第20条	医療機関、精神保健センター、保健所等関係機関、民間団体等の連携協力体制の整備
	⑧ 人材の確保 第21条	依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上
	⑨ 調査研究の推進 第22条	予防、診断、治療方法等の調査研究の推進、その成果の普及
⑩ 実態調査 第23条	政府は3年ごとに実態調査を行い、公表する	
推進本部	内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を置く （推進本部長：内閣官房長官、副本部長：国務大臣、本部員：各大臣等）	
	所掌事務 第24～31条	①基本計画案の作成、実施の推進 ②基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価 ③依存症対策の重要な企画及び立案、総合調整
	基本計画案の作成、結果とりまとめの評価等を行う際は、「ギャンブル等依存症対策推進関係者会議」の意見を聴く	
関係者会議 第32～33条	本人、家族代表者、関係事業者、有識者から内閣総理大臣が任命	

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

② ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、令和元年度から3年度までの基本的な計画を、国は平成31年4月に策定し、推進しています。今後、都道府県においても「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を作成することが努力義務となっており、神奈川県では令和2年度中の策定を目指しています。

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方

I ギャンブル等依存症対策の現状

1 ギャンブル等依存症問題の現状

過去1年以内の依存が疑われる者の割合；成人の0.8%
※ 最もよくお金を使ったギャンブルは「ぱちんこ・パチスロ」
(H28～30 国立研究開発法人日本医療研究開発機構「AMED」による調査)

2 これまでの政府の取組

平成28年12月	「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議」設置
平成29年3月	「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」とりまとめ
平成29年8月	「ギャンブル等依存症対策の強化について」作成

II 依存症対策の基本理念等

- ① 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と、本人・家族の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- ② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- ③ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

推進体制	ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官、本部員：関係大臣） 本部に「関係者会議」（本人、家族、関係事業者、有識者等）を置く。
対象期間	令和元年度から3年度までの概ね3年間（少なくとも3年ごとに検討）
基本的な考え方	① PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進 ② 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進 ③ 重層的かつ多段階的な取組の推進

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法15条関係

項目	対象	目標年度	内容
広告宣伝の在り方	公営競技・ ぱちんこ	～R3年度	新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保
		H31年度～	通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施
アクセス制限 ・ 施設内の取組	競馬・モーターボート	～R3年度	本人申告・家族進行によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施
		H32年度	インターネット投票の購入限度額システムを前倒して導入
	ぱちんこ	H31年度	自己申告プログラムの周知徹底と本人同意のない家族申告による入店制限の導入
		R3年度	自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討
		H31年度	18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化
公営競技・ ぱちんこ	H31年度～	施設内・営業所内のATM等の撤去等	
相談・治療 につながる取組	公営競技	～R3年度	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援
	ぱちんこ	H31年度～	
	モーターボート	H31年度～	ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手
依存症対策の 体制整備	競馬・モーターボート	～R3年度	依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備
		H31年度～	依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表
	ぱちんこ	H31年度～	第三者機関による立入検査の実施
		～R3年度	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

項目	条文	所管	目標年度	内容
相談支援	17条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備
		関係省庁		ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化
		厚労省	H31年度～	婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援
		消費者庁	H31年度～	ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化
		金融庁・法務省	H31年度～	多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応
		法務省	H31年度～	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の育成
治療支援	16条	厚労省	R2年度目途	全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備
			H31年度～	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討
民間団体支援	19条	厚労省	H31年度～	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進
		公営競技・ぱちんこ		自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援
社会復帰支援	18条	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援
		法務省		ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援 受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

III 予防教育・普及啓発：基本法14条関係

項目	所管	目標年度	内容
予防教育 ・ 普及啓発	厚労省	H31年度～	シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発
		H31年度～	産業保健総合支援センターを通じ、職場における普及啓発を推進
	消費者庁	H31年度～	特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。 啓発週間や成人式などあらゆる機会を活用して啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。
	文科省	H31年度～	新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実
			引き続き社会教育施設等を活用し保護者等への啓発講座「依存症予防教室」の実施
		R4年度～	高校の保健体育科で、ギャンブル等依存症も含めた依存症の教育を開始
金融庁	H31年度	ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から金融経済教育関係ガイドブックを改訂	

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

IV 依存症対策の基盤整備：基本法20・21条関係

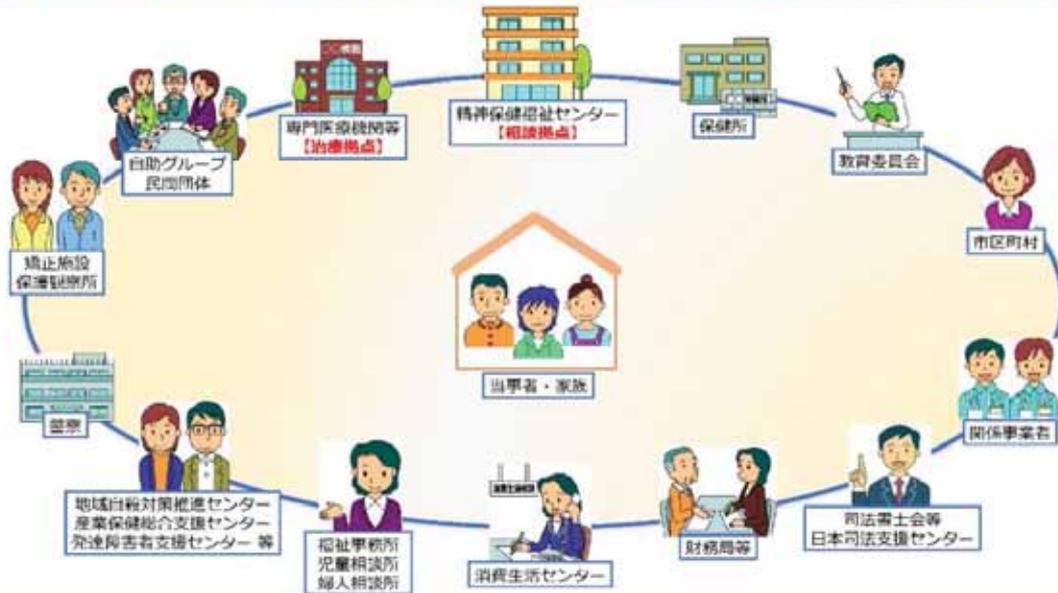
項目	条文	所管	目標年度	内容
連携協力体制 の構築	20条	関係省庁	H31年度～	各地域における包括的な連携協力体制の構築
	21条	厚労省	H31年度～	医師臨床研修の見直し等
		文科省		医学部における教育の充実
		厚労省		保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成
		法務省	H31年度～	刑事施設職員、更生保護官署職員の育成

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

各地域の包括的な連携協力体制の構築【イメージ】

ギャンブル等依存症である者等やその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、関係事業者、消費生活センター、日本司法支援センター等の各種相談窓口において早期に発見し、精神保健福祉センター・保健所等の相談機関、専門医療機関等へと早期につなぐ体制を構築



- ギャンブル等依存症である者等を早期に発見し、適切な医療や支援につなげていくための連絡・情報共有体制の構築
- 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討
- 関係機関の支援内容を相互に周知・啓発するなどの連携した従業員教育・普及啓発

31年度中～

連携協力体制の構築の推進

32～33年度

早期発見・早期介入・早期支援のための連携・対応マニュアルの作成に向けた調査研究

（調査書等イラスト集より）

3 横浜 I R の方向性

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

V 調査研究：基本法第22条関係

項目	所管	目標年度	内容
調査研究	厚労省	H31年度～	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、医療プログラムの全国的な普及
	競馬	H31～ R3年度	個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査
	モーターボート		ICT技術を活用した入場管理方法の研究、導入の可能性を検討

VI 実態調査：基本法第23条関係

項目	所管	目標年度	内容
実態調査	厚労省	H31年度～	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握
			子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握
	消費者庁	～R3年度	国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査
	公営競技・ ぱちんこ	H31年度～	相談データ分析によるギャンブル等依存症の実態把握
	法務省	H31年度	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握

VII 多重債務問題等への取組

項目	所管	目標年度	内容
多重債務問題	金融庁	H31年度～	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施
			ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進
	警察庁	H31年度	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

※ 元号の変更により、年号を置き換えています。

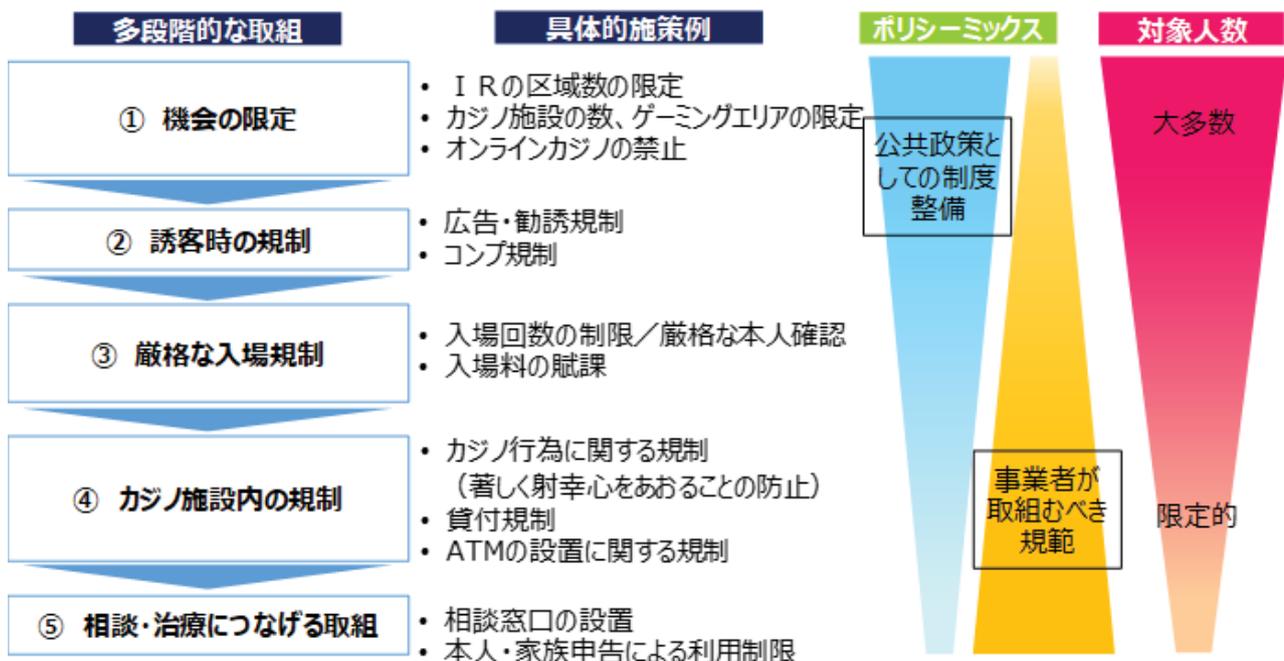
3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

③ I R 整備法・政令によるカジノ規制【概要】

国は、日本型 I R を導入する際に「世界最高水準の規制」を定め、ギャンブル等依存症対策として、重層的／多段階的な取組を制度化しています。

対策の基本	1 カジノ行為への依存を防止するため、重層的・多段階的な取組を制度的に整備
	①ゲーミングに触れる機会の限定
	②誘客時の規制
	③厳格な入場規制
	④カジノ施設内での規制
	⑤相談治療につなげる取組
	2 公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス
・公共政策として制度を整備するもの	
・カジノ事業者が取り組むべき責任として確立するもの（責任あるゲーミング）	
・上記の両方が求められるものの適切な組合せを考慮	



出典：特定複合観光施設区域整備推進会議資料より作成

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

③ I R 整備法・政令によるカジノ規制【概要】

I R 整備法・政令におけるカジノ規制内容

項目	条文	内容
機会の限定	第9条	国内の I R は上限 3 か所まで
	第41条 政令第6条	ゲーミング区域の床面積の上限は I R 施設の床面積の合計 3 % を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の入場、勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、28 日間（24 時間単位）で 10 回に制限
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に 6,000 円（国と認定都市の各 3,000 円：24 時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内への A T M の設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

④ 国、自治体、I R 事業者の役割分担

国、自治体（神奈川県、横浜市）、I R 事業者は、多段階的な取組を役割分担し、公共政策として制度整備するものと、事業者が規範として取り組むべきこと（責任あるゲーミング）をそれぞれ実施していきます。

※「○」は実施済・義務付け・義務、「△」は実施予定または検討中

項目	内容	国	県	横浜市	事業者
機会の限定	I R 区域数の制限	○			
	カジノ施設の数々の限定	○			
	ゲーミング区域面積の限定	○			○
誘客時の規制	広告エリアの制限	○			○
	未成年への広告勧誘の禁止	○			○
厳格な入場規制	入場回数制限	○			○
	マイナンバーカード等による本人確認	○			○
	入場料の賦課	○			○
カジノ施設内規制	カジノ内への A T M の設置禁止	○			○
相談・治療につながる取組	入場者からの相談に関する支援等	○			○
	本人や家族の申告による入場制限	○			○
	顔認証や ICT システムによる問題ある利用者の把握				○
	責任あるゲーミングの専門スタッフの育成・配置				○
	問題ある利用者への専門スタッフによる徹底した対応				○
	I R 区域内外での責任あるゲーミングに関する啓発				○
基本法・基本計画等に基づく依存症対策	相談機関（拠点）の設置		○	△	
	治療機関（拠点）の選定		○	○	
	実態調査	○	○	○	
	市民への啓発	○	○	○	△
	啓発週間の取組	○	○	○	△
	自助グループ等との連携		○	○	△
	依存症に対する研究	○		△	△

3 横浜 I R の方向性

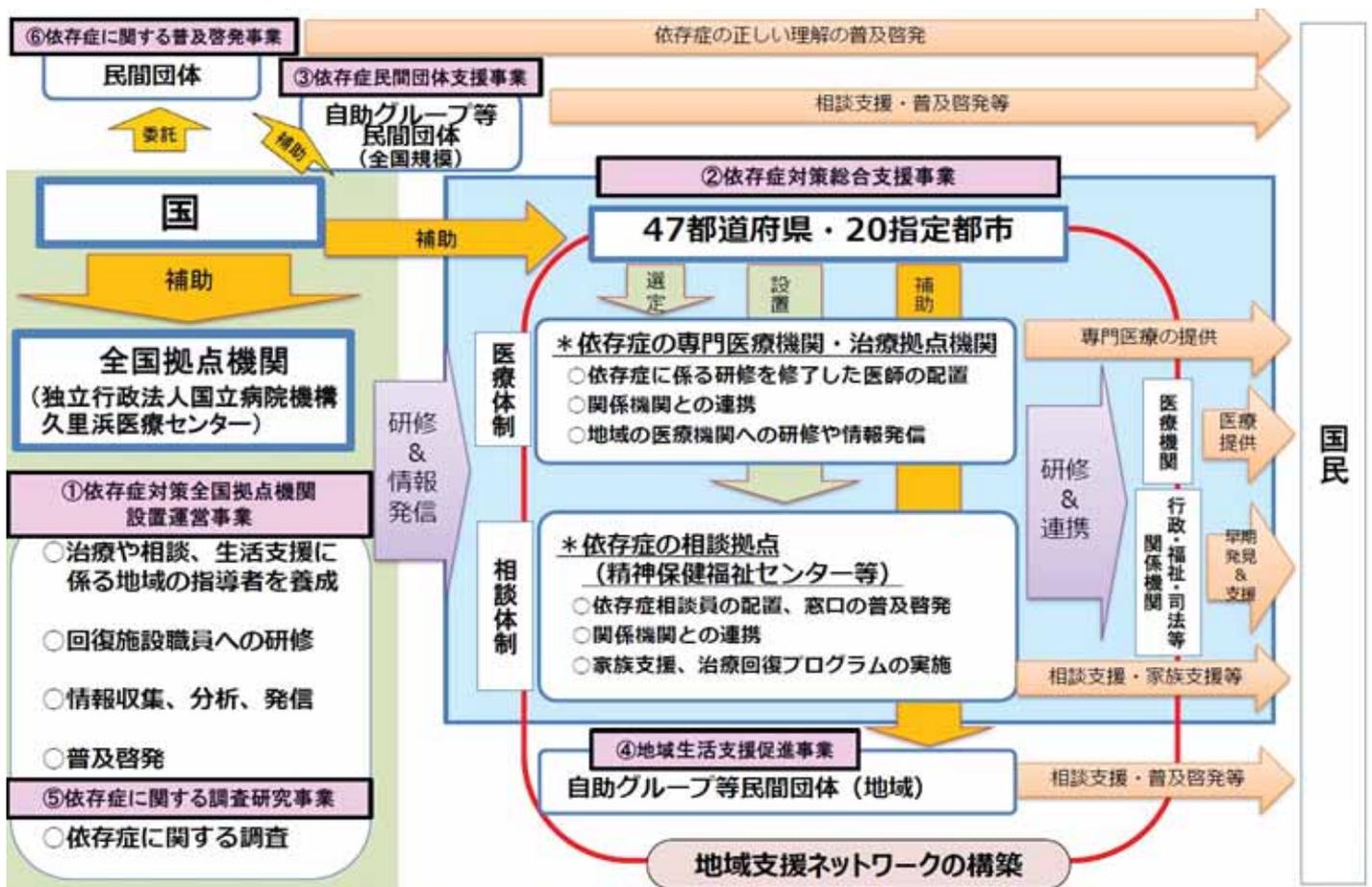
(5) -2 依存症対策

④ 国、自治体、I R 事業者の役割分担

(参考) 依存症対策の全体像 (国・自治体等の役割)

国は、全国拠点機関（独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター）を設置し、人材育成や調査研究を進めるなど、様々な事業を展開するとともに、依存症対策総合支援事業を定め、都道府県や指定都市が必要な施策を実施することとしています。

横浜市では、依存症対策総合支援事業に基づき、横浜市域でのアルコール・薬物・ギャンブル等の依存症患者や家族等への総合的な支援に取り組んでいます。



出典：厚生労働省HP「依存症対策」

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑤ 横浜市の依存症対策

基本的な考え方

『横浜 I R』を進めるにあたっては、国の定めた「世界最高水準の規制」と言われる I R 整備法に基づいた様々な懸念事項への取組を着実に実施します。

特に依存症対策については、これまで国が示す依存症対策総合支援事業やアルコール、ギャンブル等依存症対策基本法等に基づき事業を進めていますが、さらに、横浜市では依存症の方を増やさないように以下の4つの取組を徹底して進めていきます。

I. 依存症への総合的な取組

ギャンブル等依存症への対策を推進するうえでは、アルコールや薬物等の依存症への対策を含め、関係団体・機関とも連携しながら、総合的に取り組んでいきます。また、ゲーム障害・ネット依存など新たな依存についても普及啓発等を進めます。

さらに、特に医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面とともに、研究面・人材面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

II. 予防教育の実施

ギャンブル等依存症になる前に防ぐ予防教育にも力を入れます。国の基本計画に基づき、高等学校において令和4年度より実施予定のギャンブル等依存症を含む依存症についての教育とともに、子ども・青少年やその保護者等に対しても予防に資する啓発を推進していきます。

III. 事業者や研究・専門機関との研究

我が国においてどのような対策が合っているか等について、より効果的な対策や予防教育の検討を事業者や研究・専門機関とともに研究を進めていきます。

IV. 調査による実態把握

市民等を対象とした調査を行うことで、横浜市のギャンブル等依存症の状況を把握、分析し取組を進めます。

また定期的に調査を行うことで取組の効果を検証します。

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑥ 現状、課題、今後の取組の方向性

1. 依存症への総合的な取組

<治療支援>

現状

- ▶ 基本計画等に掲げられた専門医療機関について、神奈川県は平成30年10月に3政令市を含め県内全域で6か所（ギャンブル等の対象は4か所）の選定を行い、この医療機関の中から治療拠点機関2か所を平成31年4月に指定し、ホームページ等で周知しています。

課題

- ▶ 基本計画では都道府県・政令市において専門医療機関と治療拠点機関を選定することとなり、今後、地域において適切な治療が受けられるよう、医療従事者等を対象とした研修の強化などが求められています。

今後の方向性

- ▶ 依存症専門医療機関や治療拠点機関の拡充など、依存症の治療ができる医療機関を増やすために、医療従事者等に対して研修等を実施します。
- ▶ 医学部を持つ横浜市立大学においては、医療面で大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

<相談支援>

現状

- ▶ 国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき「こころの健康相談センター」を依存症相談拠点とし、依存症に関する専門相談や普及啓発、依存症者ご本人やご家族への支援事業を実施しています。このほか、依存症の相談に関し、各区福祉保健センターの精神保健福祉相談の一環として対応しています。

課題

- ▶ 依存症への関心が高まることによって、相談につながりやすくなる一方、相談に対応するための体制が必要となっています。

今後の方向性

- ▶ 相談者を適切な支援機関に繋げていくため、行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。
- ▶ 生活困窮者支援における依存症に関わる課題について、依存症相談窓口等と連携して対応します。また、多重債務や生活困窮等の相談窓口から依存症相談窓口へ繋がります。

3 横浜 I R の方向性

1. 依存症への総合的な取組

<啓発活動の実施>

現 状	<ul style="list-style-type: none">▶ こころの健康相談センター（依存症相談拠点）において、依存症の基礎知識等に関するパンフレットやHP等によって普及啓発をしています。▶ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存問題啓発週間における普及啓発活動を実施しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">▶ 依存症は病気であることや、治療や支援の対象となることへの理解が十分に進んでいない中、本人や家族を適切なサポートに繋げるための普及啓発が必要です。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">▶ 市民の依存症に対する理解を深めるため、リーフレットや広報よこはま、講演会などの普及啓発イベント等を通じて、啓発活動を行います。▶ アルコール関連問題啓発週間・ギャンブル等依存症問題啓発週間などの機会を捉えて、積極的に啓発活動を実施します。

<庁内連携・民間団体等の関係者との連携>

現 状	<ul style="list-style-type: none">▶ 市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会を開催し、依存症対策をさらに進めていくため、民間団体や関係機関等と連携関係の方策等を検討しています。▶ 民間団体を対象に、依存症問題への相談対応活動や講演会、研修会などの普及啓発等の事業実施に係る費用を補助しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">▶ 行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接な連携を図る必要があります。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">▶ 行政・関係機関・民間団体等との連携によるネットワークづくりを進めます。▶ 横浜市域での依存症対策の推進を目的として、本市の取組指針となる地域支援計画（仮称）の策定を進めます。 ※予算審議中▶ 民間団体と連携した依存症者支援を進めるとともに、引き続き団体が実施する相談事業や啓発事業など、活動の支援を行います。▶ 神奈川県が令和2年度中に策定を予定している国のギャンブル等依存症対策基本計画に基づく県計画を踏まえた施策を実施します。

3 横浜 I R の方向性

II. 予防教育の実施

現 状

- ▶ 児童生徒に対し、発達段階に応じた依存症対策（アルコール、薬物乱用等）の教室等が行われています。

課 題

- ▶ 令和4年度から始まる高校の保健体育におけるギャンブル等依存症教育実施に向けた準備を進める必要があります。

今後の方向性

- ▶ 令和4年度から始まる、高校の保健体育におけるギャンブル等依存症を含む依存症教育の準備を、市立高校で進めるとともに、県立高校及び私立高校を管轄する神奈川県（教育委員会など）への働きかけを進めます。
- ▶ 教員等へ依存症の知識の普及啓発を行います。
- ▶ ゲーム障害・ネット依存などの新たな依存を含め、子ども・青少年に対する依存症の予防に資する普及啓発を進めます。
- ▶ 青少年の育成に携わる大人に、依存症の予防に資する知識を提供します。

III. 事業者や研究・専門機関との研究

現 状

- ▶ 国の調査・研究結果を参考に様々な対策等を検討しています。

課 題

- ▶ より横浜市の実態に応じた施策とするため、本市の状況を把握し、専門機関とともに研究分析し、活用する必要があります。

今後の方向性

- ▶ 我が国においてどのような対策が合っているか等について、事業者や研究・専門機関と共に研究を進め、より効果的な予防教育を検討します。
- ▶ 国の研究結果等を分析し、市内の依存症対策に活用していきます。
- ▶ 医学部を持つ横浜市立大学において、研究面でも大きな役割を果たしてもらうように協議を進めます。

IV. 調査による実態把握

現 状

- ▶ 市民3,000人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しています。（令和元年度）
県では、横浜市を除く県民6,750人を対象としたギャンブル等依存症の実態調査を実施しています。（令和元年度）

課 題

- ▶ 横浜市の実態について定期的に調査を行い、取組の効果等を検証する必要があります。

今後の方向性

- ▶ ギャンブル等依存症の実態調査を定期的実施します。
- ▶ アルコール・薬物・ギャンブル等の総合的な依存症対策の推進に繋げるため、依存症者支援に関する調査を行うとともに、関連する調査結果も活用します。
- ▶ 上記調査の実施と併せ、治療体制、相談体制、予防教育に関する事業の進捗状況を確認し、さらに事業を強化、改善するため、「エビデンスに基づく政策形成（E B P C）」の手法を活用します。

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑦ 横浜市が独自に I R 事業者を求める対策

横浜市も、実施した実態調査などをもとにして、市独自の依存症対策を I R 事業者へ求めていきます。

横浜市が独自に I R 事業者を求める対策

普及啓発	施設内での掲示や冊子の配布等を通じて依存症の知識に関する普及啓発を実施すること。
入退場管理	顔認証システム等最新の技術を活用した厳密な本人確認を行い、自己排除や家族排除、入場回数制限等を確実に実施すること。
依存症予防対策	依存症に関する研修等を受講した従業員によるゲーミングへのめり込み傾向がみられる入場者への声掛けや、放置されている子供等への対応を行う体制を構築すること。
相談	依存症に関する24時間体制による相談対応を行うこと。
協力・連携	依存症の対策や状況について市や関係機関、民間団体への協力や連携を積極的に行うこと。
人材育成	依存症対策の専門家の人材育成に対し協力を行うこと。
研究協力	研究機関等が実施する依存症の研究に対してデータ等の提供や資金的な支援など積極的に協力すること。

【参考】 I R 整備法等で定められた I R 事業者を求める対策

項目	条文	内容
機会の限定	第9条	国内の I R は上限 3 か所まで
	第41条 政令第6条	ゲーミング区域の床面積の上限は I R 施設の床面積の合計 3 % を超えない
誘客時の規制	第106条 政令第15条	カジノ事業者等に関する広告物は、空港・港湾等の旅客ターミナルのうち外国人が入国手続き等を完了するまでの部分に限定
	第106条	20歳未満の者の入場、勧誘等禁止
厳格な入場規制	第69条	日本人等の入場回数を連続する 7 日間で 3 回、28日間（24時間単位）で10回に制限
	第70条	入退場時にマイナンバーカード、パスポート等による本人確認
	第176条 ・ 第177条	入場料として、日本人等のカジノ入場者に6,000円（国と認定都市の各3,000円：24時間単位）
施設内の規制	第85条・第86条	日本人等に対し、特定資金貸付業務の規制
	第94条一へ	カジノ内への A T M の設置禁止
相談・治療につなげる取組	第68条	本人が申告することによる入場制限（自己排除プログラム）
		本人以外の家族が申告することによる入場制限（家族排除プログラム）
		入場者からの相談や判断の支援に関する体制整備

3 横浜 I R の方向性

(5) -2 依存症対策

⑧ 海外 I R の依存症対策

先行して I R を開業している、各国・地域では依存症対策についても先進的に実施しています。横浜市はこのような他都市事例を参考にしていきます。

各国・地域の取組状況・事例 (1/2)

国 等	内 容
シンガポール	2005年にカジノ解禁を決定。2010年にホテルや商業施設を備えた I R 2 か所が開業。
	政府は閣議決定するに当たって、国全体を挙げてギャンブル依存症対策に取り組むことを決定。 結果として、シンガポールのギャンブル依存症対策は、他国・地域と比較して充実した内容となっていると考えられる。
韓国	1967年に初の外国人専用カジノが開業。現在はソウルや済州島など17か所ある。うち韓国人が入れる唯一のカジノ江原ランドは2000年に開業。
	依存症対策について、自国民向けのカジノの開業の前に、国が制度や仕組みを体系化していなかったため、開業当初は懸念事項対策が事業者のみの取組みとなっていた。 対策が後追いとなっていたが、近年は国をあげて対応を行っている。
マカオ	1847年に賭博を合法化。2001年に独占状態だったカジノ経営権が開放され、翌年国際入札を実施。2016年時点で6社が38か所のカジノを運営。
	2001年にカジノ運営権の制限が開放され、急激にカジノ産業が拡大し、ギャンブル依存症対策が本格的に開始された。 調査・研究、対策センターの設立、市民及びゲーミング産業に従事する従業員への啓発活動等が実施されている。
ネバダ州 (ラスベガス)	1869年に賭博を合法化。1970年代後半から80年代前半にかけて業界の浄化が進展し、大規模なリゾート施設が立ち並び現在のラスベガスにつながる。
	事業者間の自由競争を重視するため、入場料制度や自己排除プログラム等の需要抑止に繋がる法規制はあまり導入されておらず、カジノ運営事業者による責任あるゲーミング活動、カジノ運営事業者より支援を受けた民間団体による取組がギャンブル依存症対策の中心となっている。

3 横浜 I R の方向性

各国・地域の取組状況・事例（2/2）

項目		内容
予防等	広告制限	カジノを主体とする広告・宣伝を禁止
	入場制限・管理	未成年のカジノ施設への入場禁止
		入場排除申請（本人、家族）のあったものをカジノ施設から排除
	金銭入手の制限	カジノ施設内の A T M 設置の禁止
	従業員教育	カジノ顧客と直接接する全従業員に対して、ギャンブル依存症に係る研修の実施
責任あるゲーミングアンバサダーを配置し、ギャンブル依存症の兆候がある顧客に対して、助言・支援を実施		
相談支援	専門相談	24時間無料ヘルプラインを提供
	その他	ギャンブル依存症者のためのマネジメントプログラム提供（無料カウンセリング及びグループセラピー）
治療	専門医療機関	ネバダ大学ラスベガス校の教育・臨床学教授兼公認問題ギャンブルカウンセラーによる治療の実施
	予防研究	シンガポールの問題ギャンブル国家評議会（N C P G）、国家依存症管理機構（N A M S）で実施
実態調査		ギャンブル等依存症の有病者調査を実施（3年ごと）
研究機関		ネバダ大学では、教育学部・心理学部の教員・学生向けにメンタルヘルス等に関する教育・研修・研究を目的としたクリニックを設置
教育啓発	市民	マカオでは「責任あるゲーミング週間」としてマカオ博彩監察協調局・社会工作局・マカオ大学の3者が主催する、市民やゲーミング産業従業員に対する啓発活動を実施
		シンガポールの N P O 団体による問題ギャンブルに係る公衆教育及び啓発の実施
社会連携	地域社会	地域社会と事業者間での意見交換、責任あるゲーミングへの理解促進のための取組を実施
	民間・行政	ネバダ州問題ギャンブル協議会を設置（民間企業からの資金及び州政府からの補助金で運営）

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

① I R 整備法における治安、その他懸念事項対策

I R 整備法は、犯罪の発生の予防、善良な風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止等について必要な施策を策定し実施することを、国及び地方公共団体の責務として定めており、また、暴力団等反社会的勢力の排除やマネー・ローンダリング対策について、I R 事業者に厳格な規制を課しています。

横浜市もこれに基づき、I R 事業者、県警察等関係機関と連携して、様々な懸念事項への取組を着実に実施します。また、観光客のグローバル化に伴い、感染症のリスクが高まることから、国、県、事業者等と調整するとともに、対応策を検討していきます。

I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (1/3)

項目	条文	内容	
総論	国の責務	第3条 ① 犯罪の発生の予防 ② 善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 ③ 青少年の健全育成 ④ カジノ利用者が受ける悪影響の防止 ①～④のために必要な体制整備、その他のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための必要な施策を策定・実施	
	地方公共団体の責務	第4条 国との適切な役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定・実施	
	カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置の策定	第6条	実施方針
		第9条	区域整備計画
		第13条	実施協定
組織犯罪対策 (犯罪収益対策)	チップの取扱い	第73条 カジノ行為時のチップ以外の使用禁止 チップ交付の支払い手段の限定	
	特定金融業務に関する規制	第76～79条 帳簿書類の作成保存、報告書の作成提出 等	
	犯罪収益移転防止規程	第56条 犯罪収益移転防止規程の整備	
	犯罪による収益の移転防止のための措置	第103条～ 第105条 従業員に対する教育訓練の実施、統括管理及び監査体制等の整備 チップの譲渡等の防止のための措置、 チップの譲渡等の禁止の表示 等	
	取引の届出	第109条 チップの交付等取引で一定金額を超える現金の支払を行った際は遅滞なくカジノ管理委員会に届出（政令の定めで100万円以上） 通知を受けたカジノ管理委員会は速やかに国家公安委員会に通知	

3 横浜 I R の方向性

I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (2/3)

項目		条文	内容
暴力団等 反社会的勢力 対策	カジノ事業への参入規制	第41条	禁固以上の刑の執行後、5年以内の者
			賭博罪他の罪による罰金刑の執行後、5年を経過しない者
			アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
			暴力団員、脱退後5年を経過しない者
	業務委託に関する規定	第93条	機器の保守管理、債券取立てなど特定の業務以外の委託禁止 委託業務の適正執行の確保
	契約締結上の規制	第94条～ 第102条	契約締結相手方の制限、契約の認可、届出
	カジノ施設への入場・滞在の規制及びカジノ行為の禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	カジノ事業者への規制、本人への規制、利用禁止の表示
入退場時の本人確認等	第70条	入退場時の厳正な本人確認	
入場禁止対象者の施設利用防止のための措置	第71条	対象者を発見するための措置、退去させるための措置	
入場規制等遵守のための措置	第72条	従業員教育訓練、行為準則の作成、統括管理者、監査者選任	
犯罪抑止対策	取り立て行為の規制	第88条	人を威迫し、私生活や業務の平穩を害する行動の禁止
	特定カジノ業務への従事者の確認必須、不適格者の従業禁止	第114条 ～ 第120条	ディーラー、会計、特定金融業務、監視、警備、機器の保守管理、内部監査、財務、顧客管理、統括管理者など、確認を受けた者のみ従業可
			特定金融業務に関する規制
			帳簿書類の作成保存 報告書の作成提出等
特定カジノ業務以外のカジノ業務やカジノ行為区域内飲談業務への従事者の制限	第121条 ～ 第122条	十分な社会的信用を有しない者、禁固以上の刑執行後5年を経過しない者、暴力団員等の従事禁止	

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

① I R 整備法における治安、その他懸念事項対策

I I R 整備法における治安、その他懸念事項対策 (3/3)

項目		条文	内容
犯罪抑止対策	カジノ施設及びその周辺における秩序維持のための措置	第110条 第112条	犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な地域環境の保持、その他秩序の維持を図るため、不適切な者のカジノ施設の利用の禁止又は制限
			カジノ施設及びその周辺における監視及び警備の実施
			的確に実施するための措置（従業員教育、行為準則の作成、統括管理者及び監査人の選任）
地域風俗環境の悪化防止対策	広告及び勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は広告の禁止
			I R 区域外でのビラ等の頒布禁止
	カジノ行為関連景品の規制	第108条	広告・勧誘規制遵守のための措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
来日外国人の増加や来場客への対応	苦情の処理のための措置	第111条	内容、経済的価値、提供方法が、善良の風俗を害するおそれのあるものに該当しないようにしなければならない
			記録の作成保存のほかカジノ業務又は関連業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理
			チップとの交換時の記録作成
青少年対策	入場規制、カジノ行為の禁止	第69条 第112条 第173条 第174条	記録の作成保存のほかカジノ業務又は関連業務に関する苦情の適切かつ迅速な処理
	広告・勧誘の規制	第106条 ～ 第107条	そのために必要な措置（従業員教育、行為準則作成、統括管理者及び監査人の選任）
			チップとの交換時の記録作成
I R 施設周辺の交通問題対策	国の責務	第3条	20歳未満の者の入場規制及びカジノ行為の禁止
			国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するためのI R 区域の整備の推進に関する施策（交通環境の改善その他関連施策を含む）を策定し実施

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

② カジノ管理委員会の設置

国は、内閣府の外局として、令和2年1月にカジノ管理委員会を設置しました。

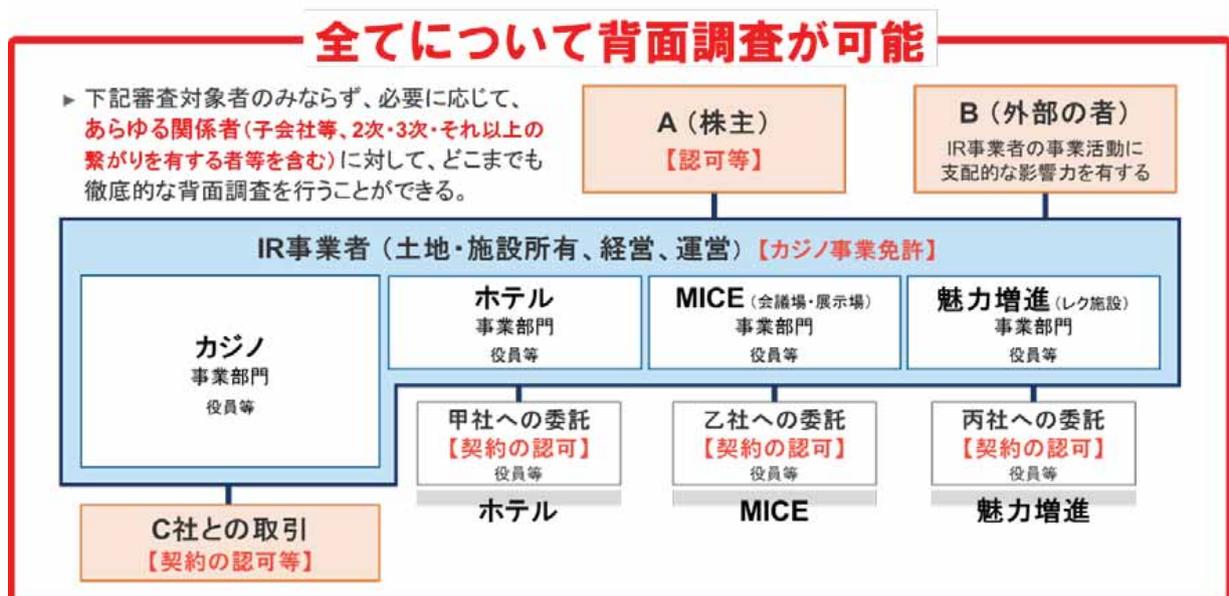
II カジノ管理委員会の設置

項目	条文	内容
任務	第214条	カジノの設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ること
所掌事務	第215条	カジノ事業・カジノ施設供用事業・カジノ関連機器等製造業等の監督、カジノ施設の適正な利用
職権行使の独立性	第216条	委員長及び委員は独立してその職権を行使
組織	第217条	委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命

カジノ管理委員会は、世界最高水準のカジノ規制を行うことにより、クリーンなカジノ・I R事業を実現する中核的な役割を担う機関です。

カジノ管理委員会が担う基本的機能

- ① カジノ規制制度の企画立案等
- ② 免許等による参入規制
- ③ カジノ事業活動の規制
- ④ I R事業に関する規制の執行及びその廉潔性の確保
- ⑤ カジノ施設・機器等の規制
- ⑥ 懸念への対応
- ⑦ 納付金等の徴収等
- ⑧ 国民・利用者の声・違反行為の端緒の把握、国民への説明
- ⑨ 国際連携



3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

③ 国・地方公共団体・I R 事業者の役割

国・地方公共団体・I R 事業者の役割

実施主体	主な役割
国	治安の確保及び地域の善良な風俗環境保持のための規制・監督
	犯罪の発生の予防
	善良の風俗並びに清浄な風俗環境の保持
	青少年の健全育成
	カジノ入場者が施設利用に伴い受ける悪影響の防止
	必要な体制整備その他のカジノ施設及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策の策定及び実施
地方公共団体	地域の実情に応じた治安・地域風俗環境対策の実施
	国との役割分担の下、区域の実情に応じ、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除の施策を策定及び実施
I R 事業者	犯罪の未然防止や地域の善良な風俗環境保持のための法令の遵守及び自主的な取組み
	I R 整備法等法令の遵守
	自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備
	地域風俗環境維持に向けた努力

3 横浜 I R の方向性

(5) -3 治安対策などの懸念事項

④ 想定される取組

市は、県、県警察、I R事業者と情報共有・連携し、様々な懸念事項について未然防止の取組を強化するとともに、訪日外国人に対する多言語案内表示等、行政サービスを強化します。また、I R施設周辺のスマートな交通環境を確保するため、路線バス等公共輸送やアクセス道路を整備していきます。

I R事業者を求める対策

項目	内容
犯罪防止対策	事業者の自主的な防犯対策及び自主警備の徹底・体制の整備
	事案発生時における迅速かつ適切な対応
	暴力団等反社会的勢力の排除対策の徹底
	防犯環境の整備、適切な防犯カメラの設置
	M I C E、大規模イベント開催時等における自主警備の強化
	区域内のどこでも迅速かつ適切な対応ができる民間警備員の配置、24時間体制の徹底した巡回実施
	自動検知システム等が導入された高性能カメラ等、最先端のICT技術等を活用した機械警備
	サイバーセキュリティ対策の強化、推進
	様々な警察活動を支援する施設・体制の整備
来日外国人への対応	様々な言語に対応するスタッフの配置
	来日外国人への対応に必要な施設や要員の配置
	外国人従業員に対する在留資格等、身分確認の徹底、日常生活等の指導
交通対策	車両誘導員の配置
	需要に見合った駐車場の確保
	敷地内道路の整備
青少年対策	青少年や防犯対策に配慮した施設的设计

【参考】 I R整備法等で定められた I R事業者を求める主な対策

項目	条文	内容
入場管理	第71条	入場禁止対象者のカジノ施設の利用防止のための措置
	第70条	入場時における個人番号カード等による本人確認の徹底
青少年対策	第69条 第106条 第107条	青少年のカジノ入場規制、勧誘等禁止の徹底
マネー・ローンダリング対策	第103条 第109条	取引記録時確認・取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等、法令に即したマネー・ローンダリング対策等の実施
苦情処理	第111条	適切かつ迅速な苦情の処理、従業員教育の実施

4 I R 実現による効果

4 I R実現による効果

(1) 横浜へ広がるI Rの効果

『横浜I R』は、我が国にこれまでにないスケールとクオリティを有する創造的なリゾート施設として、民間事業者が整備し運営します。民間事業者の自由な発想により、世界各国のビジネス客から日本のファミリーなど、幅広い層が楽しめる魅力ある施設と質の高いサービスを提供し、賑わいを創出し、横浜の観光・経済の振興に貢献します。

国際会議場・展示施設などのMICE施設、ラグジュアリーなホテル、ショッピングモール、レストラン、美術館、映画館、テーマパークなどにカジノを加えた複合型観光施設を一体的に整備します。また、I R整備法に基づき、周辺観光地のみならず、全国へ観光客を送客する機能を整備します。

世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜I R』と、これまで作り上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、その相乗効果により、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、

横浜の観光・経済に **イノベーション（革新）** をもたらし、

横浜を世界から選ばれる **デスティネーション（目的地）** へと導いていきます。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に拡げていきます。

観光の振興	<ul style="list-style-type: none">● 訪日外国人を含む観光・MICE客増加● I R来訪者が市内・県内はもとより全国を周遊● 長期滞在による観光消費額増加 等
地域経済の振興	<ul style="list-style-type: none">● 建設時の大規模投資● 周辺地域への宿泊、飲食客の増加 (関内・関外地区、MM21地区、横浜駅など)● 食材、物品、サービス等の市内調達機会の増加 (横浜ブランド農産物、花木、畜産・加工品、リネンほか)● 雇用の創出● 観光MICE人材育成● 国内外からの多職種が多様な人的交流の活性化● MICEビジネス機会による新産業創出 等
財政改善への貢献	<ul style="list-style-type: none">● 納付金収入● 入場料収入● 法人市民税● 固定資産税● 都市計画税 等

4 I R実現による効果

観光の振興

インバウンドを含む I R への訪問者数

2,000万 ~ 4,000万人/年 (うち国内観光客割合: 66~79%)

I R 区域内での消費額 4,500億 ~ 7,400億円/年

【参考】 テーマパーク入場者数

- 東京ディズニーリゾート : 3,255万人 (2018年)
- ユニバーサルスタジオリゾート : 1,494万人 (2017年)

地域経済の振興

経済波及効果 (間接効果含む) ※

建設時: 7,500億 ~ 1兆2,000億円

運営時: 6,300億 ~ 1兆円/年

効果(数値)については、事業者から提供された情報です。なお、※印の数値については、それらの情報を基に、委託先の監査法人が整理・確認したものです。

区域整備計画策定までに明確化します。

雇用創出効果 (間接効果含む) ※

運営時: 77,000 ~ 127,000人/年

【参考】 MM21地区建設投資額 : 約 2兆625億円 (昭和58年~平成28年)

財務改善への貢献

地方自治体の増収効果 ※ 820億 ~ 1,200億円/年

(納付金収入、入場料収入、法人市民税、固定資産税、都市計画税)

【参考】 30年度 法人市民税 : 620億円

項目	内容	用途	根拠条文
納付金	GGR (カジノ行為粗収益) 30% (国庫納付金15%、認定都道府県等納付金15%)	公益目的として 使用	I R 整備法 第192、193条
入場料	日本人等の入場者に対し、1日 (24時間) 単位で徴収 6,000円 (国と認定都道府県等で各3,000円)	公益目的として 使用	I R 整備法 第176、177条

税の種類	対象 (例示)
固定資産税	土地・家屋・償却資産 (事業のために用いている構築物・機械等)
都市計画税	都市計画法による市街化区域内に所在する土地及び家屋
法人市民税	市内に事務所や事業所がある法人

4 I R実現による効果

(2) 全国への波及効果

日本型 I R の制度

- 日本の I R 制度は、国家的なプロジェクトとして、I R 区域の整備の効果を日本全国に波及させようとするものです。
- M I C E 施設、日本の魅力増進施設、送客施設、宿泊施設等を必ず設置しなければならない日本型 I R では、多くの産業に経済波及効果が広がります。



- 特に、日本型 I R に必ず設置することが必要な送客施設は、以下の機能が求められ、日本全国の観光産業に波及していきます。

要件	内容
① ショーケース機能	日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、効果的・適切な方法で発信
② コンシェルジュ機能	利用者の関心に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施
③ 多言語対応機能	①②について、英語を含め複数の外国語で提供
④ 十分な施設規模	多数の来訪客に対応できる接客・待合のスペースを具備

(3) 納付金・入場料の使途

納付金・入場料

I Rにおけるカジノ事業には、通常の民間企業が納付する法人税等に加え、カジノ納付金、カジノへの入場料の徴収が定められています。

項目	内容
カジノ納付金	カジノ行為粗収益（GGR）の30% 【内訳】 国15%、都道府県等15%
カジノ入場料	日本人等の入場者に対し、1回6,000円 【内訳】 国3,000円、都道府県等3,000円

カジノ納付金の使途

- 観光の振興に関する施策（I R区域の整備の推進のための施策を含む。）
- 地域経済の振興に関する施策
- その他のI R整備法第1条の目的及び第4条の関係地方公共団体の責務を達成するための施策（国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現、観光の振興、地域経済の振興、財政の改善、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を含む）
- 社会福祉の増進に関する施策（福祉・子育て・医療・教育・公共施設の更新等）
- 文化芸術の振興に関する施策

（認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当）
第二百三十二条 認定都道府県等は、第百九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第四条の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

カジノ入場料の使途

- I R区域の整備の推進のための施策及び措置
- カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置（治安対策、依存症対策にかかる自治体等の施策に必要な費用等）

横浜市における使途の考え方

- 『横浜I R』の整備による効果を最大限発揮するため、都心臨海部の観光資源の磨き上げや新たな創造、交通環境の整備などに活用します。
- I Rを構成する施設の一つであるカジノ施設の設置・運営に伴う、懸念事項の排除を実施するための施策等に充てていきます。
- 将来見込まれている税収減や収支不足を補うとともに、**福祉、子育て、医療、教育**など、**豊かで安全・安心な市民生活をより確かなものにするための財源**に重きを置いて活用します。

4 IR実現による効果

(4) 市民の豊かな暮らしへ

世界最高水準のスケールとクオリティを有する『横浜IR』と、これまで作り上げてきた都市としての魅力や資源を融合し、世界の観光・MICE都市、文化芸術創造都市としての横浜の新たな魅力・資源を創造するとともに、その相乗効果により、

横浜の観光・経済に **イノベーション（革新）** をもたらして、

横浜を世界から選ばれる **デスティネーション（目的地）** へと導いていきます。

また、その効果を都心臨海部はもとより、横浜市域全体、さらには日本各地に拡げていきます。

『横浜IR』の推進により、横浜の「グローバルMICE都市」の地位を盤石にするとともに、大規模施設の整備・運営による経済効果や、観光客などの交流人口の増加により、さらなる地域経済の活性化を進めます。

加えて、それらによる増収効果により、財政改善を促進し、福祉・子育て・医療・教育など、将来にわたり横浜市民の安全・安心な暮らしで豊かな生活を守っていきます。



魅力ある都市

横浜のさらなる飛躍

横浜が持続的に成長し、魅力ある都市として、さらに飛躍していきます。



将来にわたる

市民の豊かな暮らし

福祉、子育て、医療、教育など、将来にわたって、横浜市民の皆様の豊かで安全・安心な生活をより確かなものにしていきます。

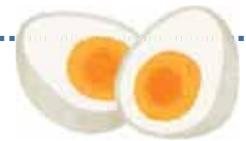


横浜の観光・経済に
イノベーションを

4 I R実現による効果

(参考) I Rによる消費活動

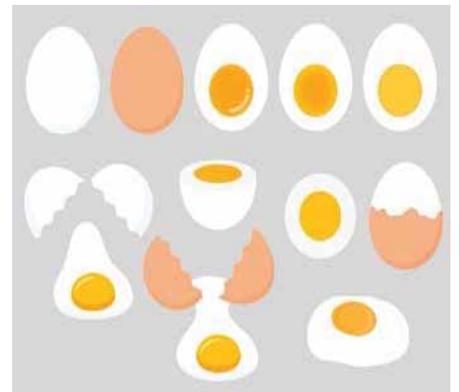
【コラム：I Rの消費量について】



横浜I Rでは、世界水準のM I C E施設や数千室のホテル、レストランなど大規模なリゾートが整備されます。そこでは、年間2,000~4,000万人の訪問者が想定されており、大量の食材が消費されます。

シンガポールにあるI Rでは、

- ▶ 例えば、**卵**は年間250万個、1週間では5万個、**1日では7,000個を調達**しています。
- ▶ シンガポールのI Rで調達される1年間の卵の量**250万個**は、卵1個を約60gと想定すると**約150トン**にもなります。
- ▶ これは、横浜市中心卸売市場の年間取扱量(2018年)422トンの**約3割**に相当します。



- ▶ **食用肉**(牛、豚、鶏等の合計)は、年間1,500万トン、1週間では30トン、**1日では4トン**もの量です。
- ▶ 日本人一人当たりの**食肉年間消費量は33.2kg/年**※(平成30年度)ですが、I Rで調達する1日の食用肉4tでも**約120人分の年間消費量**に相当します。



I Rというと、高級食材が使用され、一般的な食材は消費されないのでは、といったご意見もいただきますが、総勢、約1万人の従業員が24時間365日稼働しており、従業員食堂での消費だけでも相当量の食材が消費されます。

また、生花、リネン類などの多種多様で大量な消費活動が行われており、大企業だけでなく、地域の中小企業の受注機会やビジネスチャンスが増大するなど、地域経済の活性化に大きく貢献します。

※「食肉鶏卵をめぐる情勢」農林水産省(令和元年12月)を参考

5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

(1) 基本的な考え方

横浜市では、「共感と信頼」を市政運営の基本としています。

『横浜IR』についても、丁寧に市民の皆様と向き合い、理解を深めていただき、その実現に「共感と信頼」が得られるよう、理解促進・合意形成に向けて、取り組んでいきます。

取組の方向性

- 1 世代や生活環境などにより、IRに対するご理解や考え方が異なることが想定されることから、それぞれのご関心・問題意識に応じた内容をお伝えしていきます。
- 2 ライフスタイルなどによって、情報の入手の方法は多様であるため、市民の皆さまが無理なく必要な情報を得られるよう、様々なツールを使って、お伝えしていきます。
- 3 今後、IR事業者の公募、区域整備計画の認定申請など、事業の進捗段階に応じて、必要な情報をお伝えしていきます。



(2) 広報計画

それぞれのご関心・問題意識に応じた取組（イメージ）

対象例	想定される疑問	メッセージ	主なツール
市民全体	IRって何？ 必要あるの？ 何のために誘致するの？	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 世界最高水準のリゾート ▶ 将来の横浜を豊かにするものであること <p>などをお伝えしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報よこはま ・ 市民説明会 <p>など</p>
子どものいらっしゃる方など	自分や子どもたちが安全・安心に過ごせなくなるのではないか？	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 依存症や治安への徹底した対策により、安全・安心に過ごすことができること ▶ 子どもたちが更に豊かに暮らすための取組であること <p>などをお伝えしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ ・ 雑誌 ・ ウェブサイト <p>など</p>
若い方々など	カジノに興味があれば関係ないでしょ？	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ご自身で楽しめる世界水準のリゾートであること ▶ 質の高い魅力的な職場が創出されること <p>などをお伝えしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブサイト ・ 大学等での講義 ・ 電車等広告 <p>など</p>
お仕事をされている方など	外国企業が儲けるだけじゃないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 食材や物品・サービス等の市内企業からの調達 ▶ 大きな賑わいが創出され、市内全体の宿泊、飲食客などの増加 <p>など様々なビジネスチャンスが生まれることをお伝えしていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞 ・ セミナー ・ ウェブサイト <p>など</p>

5 地域の理解促進・合意形成に向けた取組

(3) 市民説明会

令和元年12月から令和2年3月にかけて、横浜市がIRの誘致に至った理由、IRの内容と効果などについて市内18区で市長自ら説明を実施しています。

説明会では、参加した市民の皆様から質問をいただき、会場でお答えするとともに、回答がまとまり次第順次、市ホームページや市民情報室等で公表しています。

今後も実施方針の策定や事業者の決定などの機会を捉え、より具体化した施設計画、経済効果、懸念事項対策等について説明会や広報よこはま、広報動画などを通じて、丁寧に説明します。

- ▶ 令和元年12月4日 中区市民説明会
- ▶ 令和元年12月9日 神奈川区市民説明会
- ▶ 令和元年12月14日 西区市民説明会
- ▶ 令和元年12月19日 金沢区市民説明会
- ▶ 令和元年12月21日 鶴見区市民説明会
- ▶ 令和元年12月26日 磯子区市民説明会
- ▶ 令和2年1月17日 南区市民説明会
- ▶ 令和2年1月20日 旭区市民説明会
- ▶ 令和2年1月23日 保土ヶ谷区市民説明会
- ▶ 令和2年1月28日 港南区市民説明会
- ▶ 令和2年2月11日 緑区市民説明会
- ▶ 令和2年2月14日 港北区市民説明会

※ 令和2年2月20日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針（横浜市）」により、次のIR(統合型リゾート)の市民説明会(6区)については、当分の間、開催を延期しています。

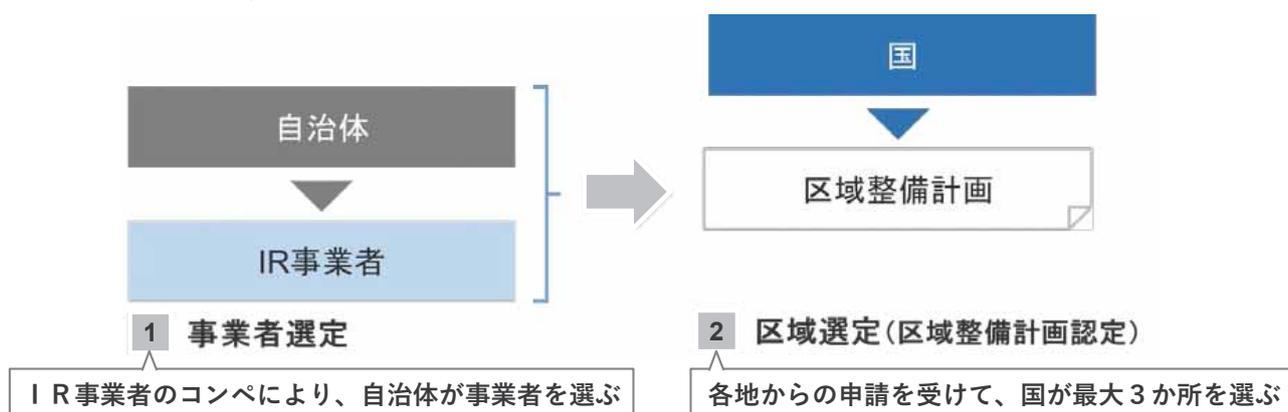
- ▶ 令和2年2月24日 戸塚区市民説明会
- ▶ 令和2年2月28日 都筑区市民説明会
- ▶ 令和2年3月2日 栄区市民説明会
- ▶ 令和2年3月6日 青葉区市民説明会
- ▶ 令和2年3月9日 瀬谷区市民説明会
- ▶ 令和2年3月16日 泉区市民説明会

6 スケジュール

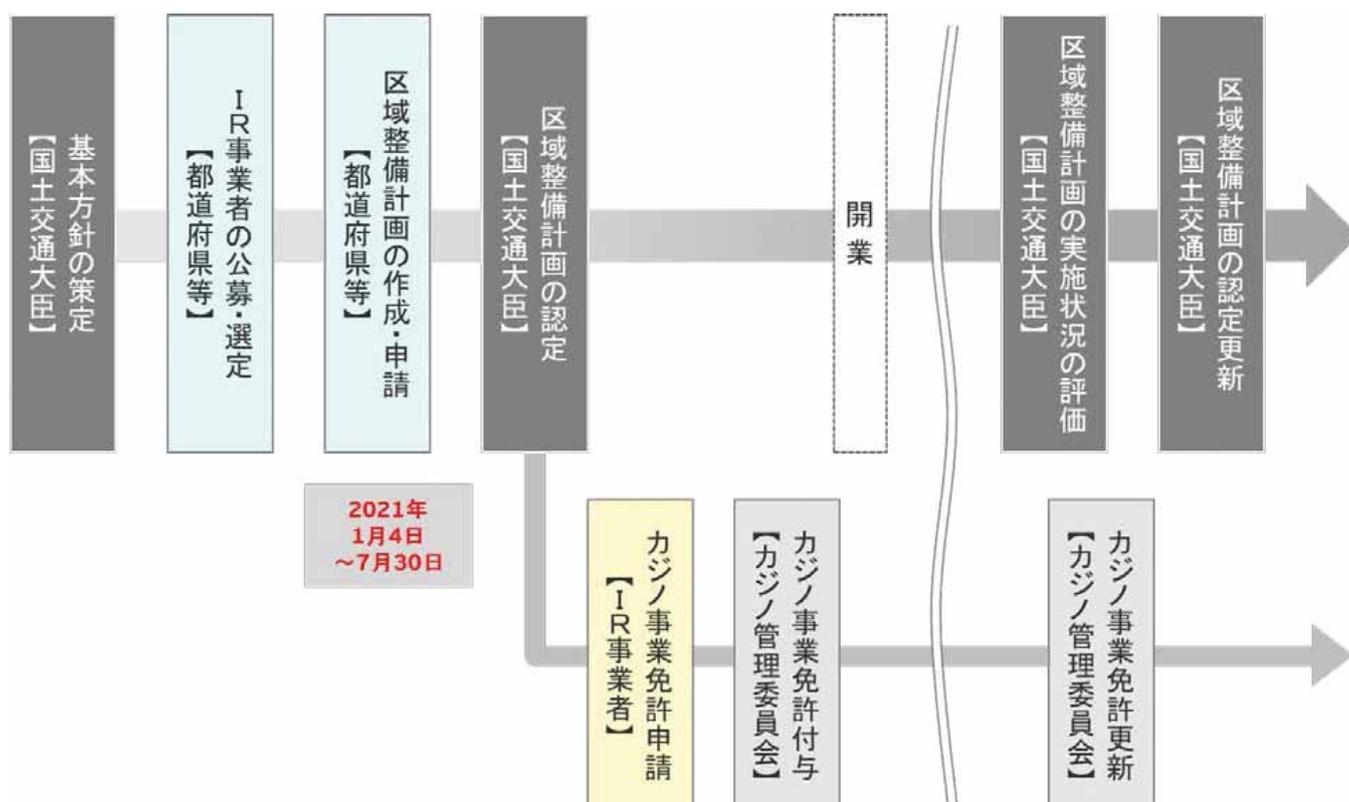
(1) 今後のスケジュール

国の制度

- 候補地の自治体（都道府県または政令指定都市）がIR事業者を選定します。
- その後、自治体と選定されたIR事業者が共同し、「IR区域整備計画」を作成し、国に申請します。
- 申請されたIR区域整備計画の中から、国土交通大臣が、最大3つの「区域整備計画」を認定します。



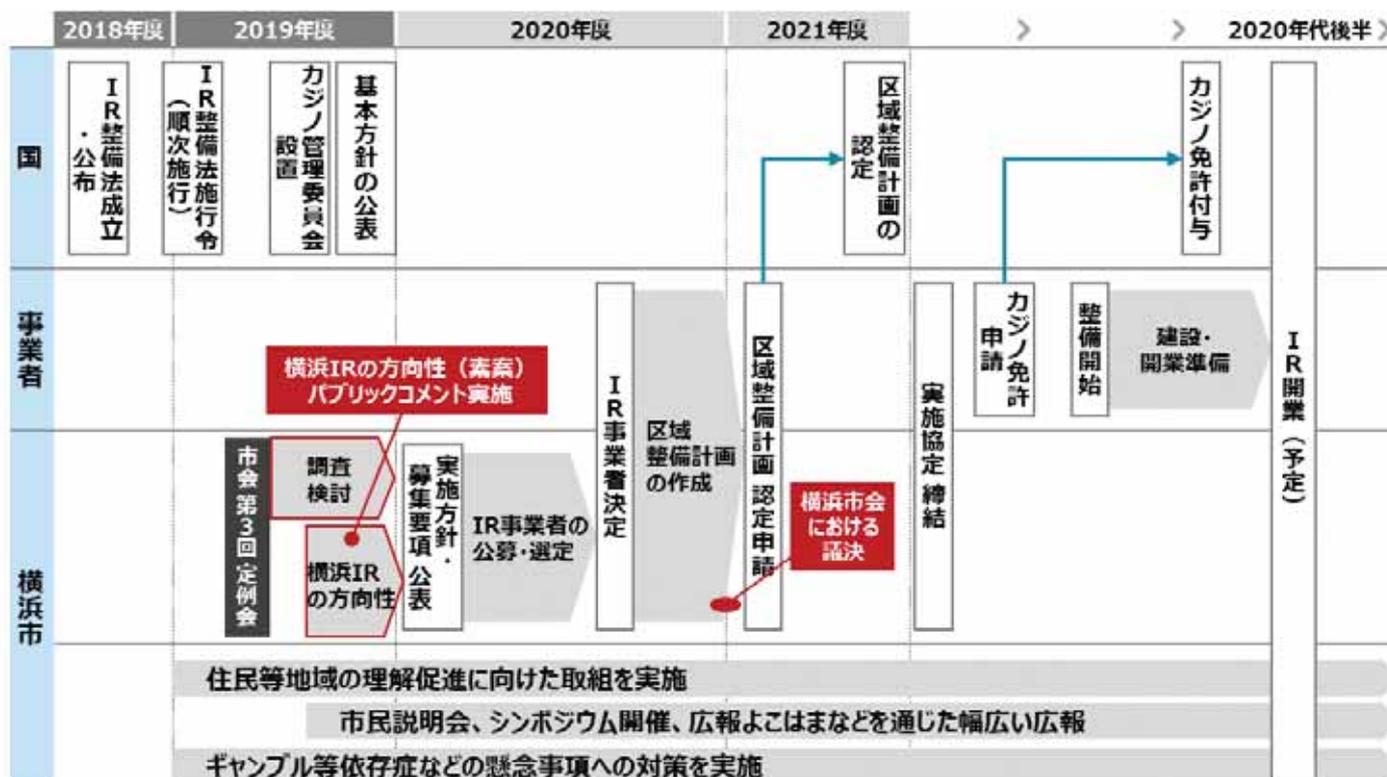
- IR区域整備計画が認定されると、IR事業者は開業に向け、施設を建設し開業準備に入ります。
- 開業準備に並行して、カジノ管理委員会により、IR事業者の廉潔性等が審査されます。



6 スケジュール

横浜IRの実現に向けた今後の想定スケジュール

- 国の基本方針等を踏まえて横浜IRの実施方針を策定し公表します。
 - ▶ 令和2(2020)年度前半
- IR事業者を選定し、市民意見等を踏まえた区域整備計画を策定します。
 - ▶ 令和2(2020)年度中
- 横浜市会の議決を経て国に申請します。
 - ▶ 令和3(2021)年度前半
- 全国で3つの区域に認定された場合は、2020年代後半のIR開業に向けて手続きを進めます。
- 住民等地域の理解促進と、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項への対策は、先行して進めていきます。
- 2020年度以降も、様々な機会をとらえ、IRに関する情報を市民の皆様へ発信します。



6 スケジュール

(2) これまでの検討経過

- 平成25年12月に「特定複合観光施設区域整備の推進に関する法律案」が提出され、横浜市では、平成26年度から調査に着手し、27年度、28年度、30年度、31年度に、I Rに関する基礎的な調査を実施しました。
- 平成28年12月にはI R推進法が成立し、平成30年7月に「特定複合観光施設区域整備法」が成立しました。
- 横浜市は、令和元年8月22日I Rの実現に向けた取組を行うことを発表しました。
- 同年9月の第3回市会定例会において、補正予算を議決いただき、I Rの実現に向けた本格的な検討・準備を開始しました。
- 同年10月からI R事業に関するコンセプト募集（R F C：サウンディング調査）を令和元年度末まで進めています。
- 令和元年12月から2年3月まで、18区を市長が伺う市民説明会を行います。
※令和2年2月20日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針（横浜市）」により、6区の市民説明会については、当分の間、開催を延期しています。
- 令和2年2月の市会第1回定例会でI Rの事業者選定のための選定委員会（第三者委員会）の附属機関設置条例議案を提出するなど、I Rの実現に向けた取組を進めています。

検討調査の概要

26年度	I R（統合型リゾート）等 新たな戦略的都市づくり検討調査	▶ I Rの代表的な事例や一般的な効果と懸念事項の調査、経済波及効果の試算を実施
27年度	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その2）	▶ I R導入のプロセスや効果、影響のほか、依存症対策に関する有識者へのヒアリングなどを実施
28年度	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その3）	▶ 近年のI Rの事例や国内におけるPFI・PPPなど公民連携手法の調査を実施
29年度	未執行	
30年度	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その4）	▶ I R整備法の成立を踏まえ、日本型I Rの整理分析や、本市における事業性や懸念事項とその対策を情報提供依頼や有識者ヒアリングにより実施
31年度 (令和元年)	I R（統合型リゾート）等新たな戦略的都市づくり検討調査（その5）	▶ I R整備法等を踏まえ、本市における事業性や懸念事項とその対策を情報提供依頼等により実施

印刷・発行 横浜市都市整備局 I R推進課
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地 TEL 045-671-4135
ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/houkousei.html>

<令和2年3月>

